

令和7年第4回定例会

東吾妻町議会議録

令和7年 12月4日 開会

令和7年 12月15日 閉会

東吾妻町議会

令和七年 第四回〔十二月〕定例会

東吾妻町議会議録

令和7年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	6
○議案第7号の上程、説明、議案調査	9
○議案第8号の上程、説明、議案調査	10
○議案第9号の上程、説明、議案調査	11
○議案第10号～議案第13号の一括上程、説明、議案調査	13
○議案第14号の上程、説明、議案調査	15
○議案第15号の上程、説明、議案調査	17
○議案第16号の上程、説明、議案調査	19
○議案第17号の上程、説明、議案調査	20
○議案第18号の上程、説明、議案調査	22
○議案第19号の上程、説明、議案調査	24
○議案第20号の上程、説明、議案調査	25
○議案第1号の上程、説明、議案調査	26
○議案第2号の上程、説明、議案調査	35

○議案第 3 号の上程、説明、議案調査	36
○議案第 4 号の上程、説明、議案調査	37
○議案第 5 号の上程、説明、議案調査	39
○議案第 6 号の上程、説明、議案調査	40
○議案第 2 1 号の上程、説明、議案調査	41
○議案第 2 2 号の上程、説明、議案調査	43
○議案第 2 3 号の上程、説明、議案調査	45
○議案第 2 4 号の上程、説明、議案調査	46
○議案第 2 5 号の上程、説明、議案調査	48
○議案第 2 6 号の上程、説明、議案調査	49
○議案第 2 7 号の上程、説明、議案調査	50
○散会の宣告	52

第 2 号 (12月12日)

○議事日程	53
○本日の会議に付した事件	54
○出席議員	54
○欠席議員	55
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	55
○職務のため出席した者	55
○開議の宣告	56
○議事日程の報告	56
○議案第 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	56
○議案第 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	57
○議案第 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	58
○議案第 1 0 号～議案第 1 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	58
○議案第 1 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	60
○議案第 1 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	61
○議案第 1 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	62
○議案第 1 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	63

○議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決	63
○議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決	64
○議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	66
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	67
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	67
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	68
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	69
○議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決	69
○議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決	70
○議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決	79
○議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決	83
○議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決	83
○議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決	84
○議案第27号の質疑、自由討議、討論、採決	85
○議員派遣の件について	85
○委員会報告について	86
○閉会中の継続審査（調査）事件について	92
○町政一般質問	92
増子京子君	92
齋藤貴史君	98
○延会について	107
○延会の宣告	107

第 3 号 （12月15日）

○議事日程	109
○本日の会議に付した事件	109
○出席議員	109
○欠席議員	109

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	109
○職務のため出席した者……………	110
○開議の宣告……………	111
○議事日程の報告……………	111
○町政一般質問……………	111
井上日出来君……………	111
佐藤聡一君……………	119
○町長挨拶……………	125
○議長挨拶……………	126
○閉会の宣告……………	126
○署名議員……………	127

令和 7 年 12 月 4 日 (木曜日)

(第 1 号)

令和7年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第1号)

令和7年12月4日(木) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 議案第 7号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 8号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 9号 東吾妻町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第11号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第12号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第13号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第14号 東吾妻町自転車型トロッコ施設「アガッタン」の設置及び管理に関する条例について
- 第13 議案第15号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第16号 東吾妻町簡易水道事業給水条例及び東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第17号 東吾妻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第16 議案第18号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例及び東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について

- 第17 議案第19号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 第18 議案第20号 東吾妻町育英条例及び東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第5号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第6号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第21号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第26 議案第22号 東吾妻町自転車型トロッコ施設「アガッタン」の指定管理者の指定について
- 第27 議案第23号 あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について
- 第28 議案第24号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第29 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 第30 議案第26号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第31 議案第27号 財産の処分について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	高橋 弘 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 渕 博行 君

11番 佐藤聡一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	石村文明君
教育長	茂木一弘君	総務課長	酒井文彰君
企画課長	玉橋晃君	まちづくり 推進課長	寺嶋徳郎君
保健福祉課長	小池さつき君	町民課長	谷直樹君
税務課長	藤岡剛君	農林課次長	石田洋武君
建設課長	永村達之君	上下水道課長	角田良信君
会計課長兼 会計管理者	代田聡君	学校教育課長	水出悟君
社会教育課長	伊澤文邦君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山孝弘	議会事務局長 議次	小林稔
議会事務局 会計年度 任用職員	田中すずの		

◎議長挨拶

○議長（高橋 弘君） 皆様、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和7年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき、開会できますことに対し、心から感謝申し上げます。

本定例会には、条例関係、令和7年度補正予算案、その他の重要案件が提案される予定となっております。議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思っております。

会期中、町長をはじめ執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

なお、本日、白石農林課長が欠席のため、執行部より代理人として石田農林課次長を代理人として指名したいとの届出がありましたので、これを許可いたしました。

◎町長挨拶

○議長（高橋 弘君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和7年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も師走を迎え、気ぜわしい年の瀬となりました。本日ここに令和7年第4回定例会を開催をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、来年度予算につきまして、12月2日に予算編成会議を開催し、年内には各課からの予算要求書が提出をされる予定であります。物価高騰の影響などもあり、財政状況は引き続き厳しさを増すものと見込まれておりますが、各事業につきましては、その必要性和効果を精査し、限られた財源を重点的かつ効率的に配分するとともに、最少の経費で最大の効果が

得られるよう工夫を重ねながら予算編成を進めてまいり所存でございます。

本定例会では、条例改正14件、令和7年度一般会計補正予算など予算関係6件、その他7件、合計27件を提案させていただき予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただき、全てを原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 弘君） ただいまより令和7年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（高橋 弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番、齋藤貴史議員、3番、増子京子議員、11番、佐藤聡一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの12日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認め、会期は12日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、明日12月5日の正午までといたしますので、よろしくお願いたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長(高橋 弘君) 日程第3、諸般の報告を行います。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。後ほどご覧いただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

なお、町長から提出された「東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧」を添付してあります。

なお、11月12日に開催されました全国町村議会議長会主催の「第69回町村議会議長全国大会」並びに全国豪雪地帯町村議会議長会主催の「第50回豪雪地帯町村議会議長全国大会」の関係資料も併せて添付してありますので、参考としてください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長(高橋 弘君) 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

12月10日開催、「上信自動車道関連工事の現地視察」、2月18日開催、吾妻郡町村議会議長会主催「吾妻郡町村議会議員研修会」については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣のとおり決定したいと思います。

お配りしました定例会の会期日程の12月10日の「上信自動車道視察」の括弧を外し、正式な議員派遣といたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

去る11月5日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の「町村議会議員研修会」について、9番、重野能之議員より報告願います。

9番、重野能之議員、ご登壇願います。

(9番 重野能之君 登壇)

○9番(重野能之君) それでは、報告申し上げます。

令和7年11月5日13時より、玉村町文化センターにて、町村議会議員研修会が行われました。

講演一部は、「地方議会のデジタル化の意義と課題」として、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授の湯浅壘道氏より講義を受けました。

また、二部としては、「時局の展望」として、政治ジャーナリストの細川隆三氏より時局のテーマを中心に講演がありました。

今後の議会活動に非常に参考になるものでありましたので、引き続き全議員一丸となって進んでまいりたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(高橋 弘君) 以上で重野能之議員の報告を終わります。

去る11月9日に開催されました議会報告会、11月20日に開催された中学生議会の2件に

ついて、11番、佐藤聡一議員より報告願います。

11番、佐藤聡一議員、ご登壇願います。

(11番 佐藤聡一君 登壇)

○11番(佐藤聡一君) それでは、議会報告会と中学生議会の議員派遣について報告いたします。

まず、議会報告会についてですが、11月9日にコンベンションホールにて開催されました。議会で作成したスライドを写しながら、議長から始めて各委員長の議会報告会をやり、次に、昨年からはじめました事前アンケートの回答を議長、各常任委員長から報告後、参加者の皆様と意見交換を実施いたしました。当日参加された町民の方は26名でした。

その後、健康レシピ試食会として食生活改善推進協議会とのコラボ企画を実施いたしました。保健センターの菊池栄養士から減塩に関する説明をいただき、続いて、カフェタイムでは和風ハヤシライスとさつまいものヨーグルトサラダを楽しみながら、町民の皆様と懇談させていただきました。参加者は38名でした。

また、今回は、事前アンケートが10代から70代が16件、当日が、30代から70歳代で22件、合計38件いただきました。このご意見への回答については、今後、議会広報特別委員会にて検討していきます。

次に、中学生議会についてご報告いたします。

中学生議会は、11月20日に東吾妻中学校で開催されました。

まず、全体で開会行事と議会報告会を行った後、11グループに分かれて、卒業研究「住民が誇りを持って暮らすまち」について中間発表を行い、議員からの感想を述べさせていただきました。

その後、議員もクラスごとに分かれて懇談会を行い、各有意義な意見交換が行われました。中学生の皆さんが日常生活や地域社会についてより深く考える機会となったと思います。議員の皆様も中学生の意見や疑問点を直接伺うことができ、大変有意義な時間となったと思います。中学生にはより身近な議会として感じていただけたのではないのでしょうか。詳細の感想については、今定例会中の議員全員協議会で各議員より報告いただく予定です。

以上、議会報告会と中学生議会の報告とさせていただきます。

○議長(高橋 弘君) 以上で、佐藤聡一議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第5、議案第7号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明をお願いします。
町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。
公職選挙法施行令の一部改正により選挙公営の基準単価が改正されました。
本町の条例につきましても、国の改正に準じて公費負担限度額を適正化するため所要の改正を行うものでございます。
詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。
総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の改正により選挙運動用ビラ及びポスターの作成単価が見直されたことを受けて、本町の条例についてもこれに合わせて単価を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表をお開きください。

右側が改正前、左側が改正後の内容となっており、今回改正となる部分につきましては、下線で表示をしております。

まず、第8条関係でございます。こちらは選挙運動用ビラの作成単価に関する規定で、現行の1枚7円73銭から改正後は1枚8円38銭に改正するものでございます。

次に、第11条関係です。こちらは選挙運動用ポスターの作成単価に関する規定となっており、物価や人件費の変動を踏まえ、国の基準に合わせて現行の「541円31銭」から改正後は「586円88銭」に改正するものでございます。

制度の仕組みそのものを変更するものではなく、今回の改正は、あくまで公費負担分、単価の見直しのみの内容となっております。

施行期日につきましては公布の日からの施行とし、施行日以降に告示される選挙から適用することとしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第6、議案第8号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正案は、地方自治法等の改正に伴う条ずれにより、引用する諸条例について改正をするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、詳細説明を申し上げます。

今回の一部改正の要点につきましては、地方自治法及び関係政令の改正に伴い、同法に条ずれが生じたことから、これらの条文を引用している4件の条例につきまして、その引用箇所を一括して改正するものでございます。

それでは、議案書裏面の改め文をご覧ください。

改正の対象となる条例は、第1条から第4条までに記載の監査委員条例、町長等の損害賠

償責任の一部免責に関する条例、水道事業の設置等に関する条例、下水道事業の設置等に関する条例、以上の4条例でございます。

改正の内容といたしましては、それぞれの条例中で引用されております地方自治法の普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が規定されている第243条の2の7を243条の2の8に、同じく同法で職員の損害賠償責任が規定されております第243条の2の8を第243条の2の9に、それと自治法の施行例で、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準が規定されております第173条の4を第173条の5に改めるものでございます。

いずれも制度の中身を変更するものではなく、条文番号の整理のみを行う改正でございます。

新旧対照表につきましては、改正後の条文中に改正箇所を下線で示したものになっておりますので、ご参照をいただきたいと存じます。

なお、本条例の施行は、公布の日からとしております。

この条例の議決をもちまして、改正内容が4件の条例全てに反映され、それぞれの条例が一括して改正されるものとなりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第7、議案第9号 東吾妻町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正案は、第14条中の「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改めるとともに、様式第1号の差し替えを行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、詳細説明を申し上げます。

本議案は、条例中に残っております「異常乾燥注意報」という文言を現在使用されている「乾燥注意報」に改めるとともに、申請様式についても現行の取扱いに合わせた整理を行うものでございます。

お手元の新旧対照表1ページをお開きください。

まず、条例本文でございますが、第14条の火入れの中止の規定につきまして、改正前では「異常乾燥注意報」と規定されておりましたが、「異常乾燥注意報」という表現は現在使われていない気象用語となっておりますので、現在の気象情報の名称と条例の表記を一致させるために、今回、「乾燥注意報」に改めるものでございます。

なお、火入れの中止基準そのものや消火義務といった規制の内容が変わるものではございません。あくまで表記の是正、整理のみの改正となります。

続いて、2ページの様式第1号の火入許可申請書の関係でございます。

こちらにつきましては、これまで男女別に記載していた火入従事者の人数につきまして、現在の運用に合わせて合計人数のみの記載に整理をしております。

また、申請者欄に設けられている押印の欄につきましても、現在の押印見直しの方針に沿って今回の改正で押印欄を削除しております。

このほか、様式全体につきましても記載項目の位置や表記を整理し、現行の実務に即した形に差し替える改正となっております。

申請の内容や審査の基準が変わるものではございません。

施行期日は公布の日からとしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第10号～議案第13号の一括上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第8、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第11号 東吾妻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第12号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第13号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての計4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 東吾妻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、人事院勧告を受けて議員及び特別職の期末手当、職員の給与、報酬及び期末勤勉手当を改定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第10号から13号まで、いずれも人事院勧告を受けての条例改正となります。

まず、議案第10号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、お手元の新旧対照表1ページをご覧ください。

第1条関係は、今年12月の期末手当を0.05か月分増額するための改正でございます。枠内の第6条第2項の期末手当について、100分の220を100分の225に改めるものでございます。

続きまして、ページ下段の第2条関係でございますが、こちらは来年度以降の期末手当について、今回の増額分を0.025か月分ずつ6月と12月で均等に支給するため、第6条第2項の期末手当を100分の225から100分の222.5に改める改正でございます。

続きまして、議案第11号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますが、新旧対照表の1ページをご覧ください。

先ほどの議案第10号と同様の考え方によりまして、第1条関係は今年12月の期末手当を0.05か月分増額するもので、100分の225を100分の230に改める改正でございます。

続いて、同じく1ページ下段の第2条関係ですが、同様に来年度以降の期末手当につきまして、増額分を6月と12月で均等に支給するために100分の227.5とする内容でございます。

続きまして、議案第12号の東吾妻町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

お手元の議案第12号を6枚ほどめくっていただきまして、新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、第1条関係は今年度の改定内容となります。枠内の第9条の2につきましては、診療所の医師に対する初任給調整手当の引上げで月額41万6,600円を41万7,600円に引き上げるものでございます。

次に、第18条につきましては、宿日直手当の改正で、宿日直1回につき4,400円であったものを4,700円に引き上げるものでございます。

続いて、第19条は期末手当の引上げで、第2項の一般職員については100分の125を100分の127.5に、特定幹部職員は100分の105を100分の107.5に改め、第3項の定年前再任用短時間勤務職員につきましては、それぞれ100分の70を100分の72.5に、100分の60を100分の62.5に改めるものでございます。

続いて、第20条は勤勉手当の引上げに関するもので、記載が次のページに移りますが、第2項、第1号の一般職員は100分の105を100分の107.5に、特定幹部職員は100分の125を100分の127.5に、定年前再任用短時間勤務職員につきましてはそれぞれ100分の50を100分の52.5に、100分の60を100分の62.5に改めるものでございます。

その下からになります。15ページまでは行政職号給表となっております。こちらにつきましては、月例給を平均で3.3%引き上げるという内容を反映させた表となっております。

続きまして、16ページから17ページに移っていただきまして、これまでの説明同様に、期末手当と勤勉手当の増額分となる年間0.05月分を来年度以降6月と12月の支給額にそれぞれ均等に反映するために枠内の料率をそれぞれ改めているものでございます。

続いて、議案第13号 会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第1条関係につきましては、人事院勧告に伴う改定で、枠内の第3条につきましては、第1号会計年度任用職員の報酬単価の上限額の改正で月額25万8,100円を26万8,300円に引き上げるものでございます。また、第8条は、期末手当を年間0.025月分引き上げる改定でございます。

次ページに移りまして、第2条関係です。

同様に期末手当の増額分としての年間0.025月分を、来年度以降は6月と12月の支給額にそれぞれ均等に反映するための改正条文となります。

各条例の施行期日につきましては、いずれも公布の日から施行し、今年度分につきましては、令和7年の4月1日から適用し、来年度以降分につきましては、令和8年4月1日から適用する取扱いとなっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本4件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第12、議案第14号 東吾妻町自転車型トロッコ施設「アガッタン」の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 東吾妻町自転車型トロッコ施設「アガッタン」の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、自転車型トロッコ施設「アガッタン」を来年度から指定管理者による施設管理へ移行するに当たり、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づいて施設の設置及び管理に関する必要な事項を定めるものでございます。

また、本条例の制定に合わせ、東吾妻町自転車型トロッコ貸出条例を廃止とさせていただきます。

くものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、提案理由の詳細説明を申し上げます。

それでは、条例をご覧になってください。

第1条でございますが、趣旨を規定するものでございます。

第2条でございますが、こちらにつきましては、構成施設及び設備について規定するものでございます。記載にあります4つの施設及び設備でアガタンということで構成するものでございます。

3条でございます。アガタンの業務を規定するものでございます。

第4条でございますが、使用の許可について規定するものでございます。

第5条でございますが、使用料についてでございますが、別表において溪谷コースの片道、往復の使用料、そして備考欄にございます町民が使用する場合の使用料、田園コースの往復使用料及びコインロッカーの使用料を規定するものでございます。使用料につきましては金額の見直し等はございません。

第6条でございますが、使用料の不還付について規定するものでございます。

第7条でございますが、使用の許可の取消しについて規定するものでございます。

第8条でございますが、損害の請求賠償について規定するものでございます。

第9条でございますが、指定管理者による管理について規定するものでございます。

第10条でございます。指定管理者による業務について規定するものでございます。こちらにつきましては、3条に定めるもののほか、町長が必要と認める業務ということでございます。また第2項におきましては、指定管理者が管理を行う場合、3条、4条、6条及び7条の規定中の町長を指定管理者とするものでございます。

第11条でございますが、委任について規定するものとなっております。

続きまして、附則でございます。第1項でございますけれども、施行期日として令和8年4月1日とさせていただくものでございます。

続いて第2項でございますが、準備行為について規定するものでございます。指定管理者

の指定の手続、その他その条例を施行するための準備行為につきまして、条例施行前について行うことができるということでございます。そして3項でございますが、本条例の施行に併せて東吾妻町自転車型トロッコ貸出条例の廃止を規定するものとなっております。

その次に、別表ということで付いてございますが、料金等の変更はございませんので、ご確認いただければと思います。

説明は以上となります。ご審議をいただき、ご議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第13、議案第15号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本年第2回臨時会におきまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に併せて専決処分した税条例の一部改正についてご承認をいただきましたが、今回の改正は専決処分した4月1日施行分以外の関係規定を法改正に併せて改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（藤岡 剛君） お世話になります。

それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の改正は、町長提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月1日

に施行されたことに伴い、専決処分のご承認をいただきました改正規定以外の関係規定を法改正に併せて改めるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

初めに、本則の改正でございますが、公示送達を規定する第18条は、地方税法施行規則第1条の8第1項公示送達の改正に伴う改正で、インターネットを用いる方法の定義を示した改正でございます。

次の第18条の3、納税証明事項の関係は、先ほどの第18条の改正に伴う規定の整備を行うものです。

次に第34条の2は、地方税法第314条の2、所得控除の改正に伴う改正で、所得控除について特定親族特別控除額を追加するものでございます。

次に第36条の2は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備する改正でございます。

2ページの下段側をお願いいたします。

次に第36条の3の2は、特定親族特別控除の創設に伴う給与所得者の扶養親族等申告書に係る申告事項に、「特定親族」を追加する改正でございます。

3ページをお願いいたします。

次に第36条の3の3は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る申告事項を整備する改正でございます。

なお、特定親族特別控除とは、就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除でございます。

次に4ページをお願いいたします。

ここからは附則についてご説明させていただきます。

第16条の2の2は、加熱式たばこの課税方式の見直しで、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の規定を追加して最低税率の仕組みを導入するものでございます。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

第1条では、施行期日を規定しております。この条例は令和8年1月1日から施行するものですが、第1号及び第2号につきましては、各規定の日から施行するものでございます。

第2条は、公示送達に関する経過措置を、第3条は、町民税に関する経過措置を、次ページ第4条は、町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第14、議案第16号 東吾妻町簡易水道事業給水条例及び東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町簡易水道事業給水条例及び東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、東吾妻町簡易水道事業給水条例及び東吾妻町水道事業給水条例に、災害その他非常時に例外規定を設けるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（角田良信君） お世話になります。

東吾妻町簡易水道事業給水条例及び東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

初めに、東吾妻町簡易水道事業給水条例第7条、現在は町の指定給水装置工事事業者しか施工できませんが、災害その他非常の場合における給水装置工事の施工について例外規定を設けるものでございます。

次ページをお願いします。

東吾妻町水道事業給水条例も第7条、現在は町の指定給水装置工事事業者しか施工できませんが、災害その他非常の場合における給水装置工事の施工について例外規定を設けるものでございます。

これにより、災害等が起こった時に早期に水道が復旧し、日常生活が送れるようになります。

戻ってもらいまして、附則の施行期日は公布の日からでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第15、議案第17号 東吾妻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、提案理由の説明を申し上げます。

生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供の良質な生育環境を整備するために、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」が創設をされました。改正児童福祉法では、市町村が乳児等通園支援事業の設備及び運営について最低基準を定めなければならないとしており、新規に条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） よろしく願いします。

制定文をご覧ください。

第1条は、条例の制定趣旨を定めております。

第2条は、乳児等通園支援事業所の職員が乳児等通園支援を提供することにより、健やかに成長されることを保障するよう定めております。

第3条は、乳児等通園支援事業者に事業の設備と運営の向上を勧告できること等を定めております。

第4条は、乳児等通園支援事業者が最低基準を超えて事業の設備と運営を向上させなければならないことなどを定めております。

第5条は、乳児等通園支援事業者が行わなければならない一般原則を定めております。具体的には、人権への配慮、地域社会との交流連携、事業の評価、評価の公表、適切な設備の設置、構造設備の保健衛生などを規定しております。

第6条は、乳児等通園支援事業者による非常災害に対する対応を定めております。

第7条は、乳児等通園支援事業者が設備の安全点検、日常生活における安全指導、職員研修などに関する安全計画を定めておるところでございます。

第8条は、乳児等通園支援事業者による活動や取組における自動車の運行や送迎用の自動車の運行に関する確認事項等を定めておるところでございます。

第9条は、乳児等通園支援事業所の職員は児童福祉事業に熱意があり訓練を受けた者であることを定めております。

第10条は、乳児等通園支援事業所の職員は自己研さん、知識と技能の習得に努めること等を定めております。

第11条は、乳児等通園支援事業所と他の社会福祉施設等を併設する場合は、設備を兼用できること等を定めております。

第12条は、乳児等通園支援事業所において利用する乳児を平等に取り扱うことを定めております。

第13条は、乳児等通園支援事業所の職員による虐待行為の禁止を定めております。

第14条は、乳児等通園支援事業者による設備等の衛生管理を定めております。

第15条は、乳児等通園支援事業者による食事を提供する場合は設備機能を定めております。

第16条は、乳児等通園支援事業者に重要事項に関する内部規定を定めることを定めております。

第17条は、乳児等通園支援事業所は各種の帳簿を備えることを定めております。

第18条は、乳児等通園支援事業所の職員等の秘密保持について定めております。

第19条は、乳児等通園支援事業者は事業関係に対する苦情等に対応しなければならないことを定めております。

第20条は、乳児等通園支援事業の種類を定めております。一般型乳児等通園支援事業は専

用の保育室に専属の保育士を配置するもので、余裕活用型乳児等通園支援事業は空き定員の範囲で在園児と同じ場所で保育を行うということを定めております。

第21条は、一般型乳児等通園支援事業所の設備基準を定めています。

第22条は、一般型乳児等通園支援事業における従事職員の資格、配置基準等を定めております。

第22条の2は、一般型乳児等通園支援事業の設備と職員の基準の特例を定めております。

第23条は、一般型乳児等通園支援事業所における提供事業の内容を定めております。

第24条は、一般型乳児等通園支援事業者が保護者と密接な連絡を取ることを定めております。

第25条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備と職員の基準を定めております。

第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所における準用規定を定めております。

第27条は、乳児等通園支援事業者が行う書面の記録等を電磁的記録に替えることができることを定めております。

第28条は、委任規定となっております。

条例の施行は、令和8年4月1日と予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第16、議案第18号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例及び東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例及び東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正す

る条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案は、乳児等通園支援事業を町立保育所において実施できるよう位置づけるほか、乳児等通園支援事業における利用者負担を利用料として新たに規定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 今後、全国展開していきます、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」を町立保育所において実施するために、2つの条例を改正いたします。

新旧対照表をご覧ください。

初めに、保育所の設置及び管理に関する条例の改正でございます。

第8条に、乳児等通園支援事業を実施することを位置づけるものでございます。

以降は、条ずれとなります。

次に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の改正でございます。

次ページをお願いいたします。

第8条に、乳児等通園支援事業の利用料等を規定します。

以降は、条ずれという形になります。

第9条は、利用者負担の減免規定となりますが、これに乳児等通園支援の利用料を加えるものでございます。

別表内の改正は、ひらがな書きを漢字に改めるものでございます。

条例の施行は、令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩を取ります。

再開を11時10分から行いますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時59分)

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◎議案第 19 号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第 17、議案第 19 号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 19 号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案は、児童福祉法の改正による児童等の虐待に関する定義規定の項ずれに対応するほか、乳幼児の健康診査の結果を保育所等の健康診断に代替することができる内容とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 引き続きお願いいたします。

児童福祉法の改正、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正、布令に対応するため関連する 3 つの条例を改正いたします。

新旧対照表をご覧ください。

初めに、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正でございます。

第 13 条は、児童福祉法の改正による施設職員等の児童への虐待行為に関する定義事項に係る項ずれに対応するものでございます。

第 18 条は、乳幼児の健康診査の結果が保育所の健康診断に相当すると認められる場合は、

その健康診断を行わないことができるというものでございます。

次に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正でございます。

次ページをお願いいたします。

児童福祉法の改正による施設職員等の児童への虐待行為に関する定義事項に係る項ずれに対応するものでございます。

最後に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正でございます。こちらも児童福祉法の改正による施設職員等の児童への虐待に関する定義事項に係る項ずれに対応するものでございます。

条例の施行は公布の日からとし、令和7年10月1日から適用するという内容でございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第18、議案第20号 東吾妻町育英条例及び東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町育英条例及び東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案は、育英資金の借受人を選定する作業の一部などを担っている育英審議会を廃止し、より効率的で効果的な事務処理及び制度運用を図っていくためのものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 育英審議会を廃止するに当たりまして、2つの条例を改正いたします。

新旧対照表をご覧ください。

初めに、育英条例の改正でございます。

目次は整理させていただきます。

育英審議会の役割等が位置づけられた第3条を削除いたします。

以降は、3条の削除によります条ずれという形になりますので、よろしく願いいたします。

次ページをお願いいたします。

改正前の第10条には返還免除の規定がございます。改正後の第9条におきまして、借受人が死亡した場合のみ返還を免除する規定に改めるものでございます。

次に、特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございます。

次ページをお願いいたします。

育英審議会委員の項を削除いたします。

条例の施行は、令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第19、議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに6,430万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を93億6,887万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、職員の給与に関する条例等の改正に伴う人件費補正のほかに、熊対策事業として鳥獣被害対策、伐採事業補助金や熊スプレー購入補助金などを追加するものでございます。

また、農地費の町単小規模土地改良事業や町有施設の修繕などの追加についても予算計上をしております。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） お世話になります。

そうしましたら、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条につきましては、予算の総額を定めるほか、款・項の区分ごとの金額を定めるものでございます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ6,430万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億6,887万1,000円とするものでございます。

7ページの事項別明細書の歳入をご覧ください。

11款1項1目地方交付税でございますが、普通地方交付税を6,288万3,000円追加するものでございます。

次に、13款1項1目民生費負担金でございます。

老人ホーム入所費用徴収金及び生活支援短期宿泊事業利用者負担金について、合計で29万2,000円を追加するものでございます。

その次でございますが、16款2項4目農林水産業費県補助金でございます。

中山間地域等直接支払交付金の認定に伴い77万1,000円が増額となるものでございます。

続いて、17款1項2目利子及び配当金でございますが、小水力発電基金利子に28万6,000円追加するものでございます。

次に、21款4項6目雑入でございますが、認定農業者農用地利用集積奨励金の返還金とし

まして7万4,000円を追加するものでございます。

以上が歳入でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございますが、歳出につきましては各担当課長よりそれぞれ説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 議会事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） 8ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費補正のほか、時間外勤務手当の追加と議員報酬に係る共済費の追加で96万8,000円の増額となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、2款1項1目総務費、一般管理費に総額で464万円の追加でございます。

説明欄、職員人件費は497万1,000円の追加となります。人事院勧告に基づく特別職及び一般職の人件費増額が主なものでございます。

8ページから9ページにかけて会計年度任用職員の人件費の減額がございますが、こちらは任用減に伴う調整となります。また退職手当組合負担金550万円の追加につきましては、年度末退職者の見通しに基づき特別負担金を増額計上するものでございます。続いて、一般管理事務費は会計年度任用職員の人件費に伴う社会保険料33万1,000円の減額調整でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 続きまして、3目財政管理費でございます。

財務書類作成に伴い財務会計システムの設定変更が必要となりましたので、設定変更の手数料8万8,000円の追加でございます。

続いて、9目企画費でございます。吾妻広域圏振興整備組合の一般経費に係る負担金につきまして2万8,000円の追加でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、11目支所費に総額で45万1,000円の追加となります。支所管理事業では公有車両の車検に伴う役務費等6万5,000円の追加でございます。

次に、改善センター管理事業につきまして当初予算10万円の修繕費にて対応してまいりま

したが、予算が不足する状況となったため、今後の対応を考慮した上で修繕費10万円を追加するものでございます。

次ページに移りまして、発電事業につきましては、箱島小水力発電基金運用に伴う利子収入として28万6,000円が見込まれることから、この利息分を基金に積み立てるための計上となります。

続いて、12目簡易郵便局費は、人事院勧告に基づく会計年度任用職員人件費78万9,000円の追加でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） お世話になります。

17目地域活性化対策費でございます。192万円の追加でございます。

右側の備考欄をご覧ください。

まず、地域活性化事業ですが、4万8,000円の追加でございます。給与改正に伴う会計年度任用職員の人件費の追加でございます。

続きまして、地域おこし協力隊事業、41万8,000円の追加でございます。こちらにつきましても、会計年度任用職員の人件費の追加ということでございます。

また、その下の吾妻溪谷活性化対策事業、145万4,000円の追加でございます。こちらにつきましても会計年度任用職員26名分の人件費の追加のお願いとなっております。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 税務課長。

○税務課長（藤岡 剛君） 続きまして、11ページでございますが、2項徴税費、1目税務総務費は、一般職及び会計年度任用職員に係る人件費の補正をお願いするものでございます。

給与改定に伴う追加、時間外勤務手当30万円の追加もございしますが、病気休暇職員1名分の減額もあり、合計では306万2,000円の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） よろしくお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費です。給与改定によります職員人件費の補正のお願いとなります。一般職員5名、会計年度任用職員3名の人件費213万9,000円の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 続きまして、5項2目統計調査費でございます。令和7年国勢調

査の実施に伴う職員の時間外勤務手当としまして22万円の追加でございます。よろしく
お願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） お世話になります。

7項事業費、1目コンベンションホール管理費28万6,000円の追加をお願いいたします。

備考欄をご覧ください。

コンベンションホールで使用しておりますGHP室内空調機のLPガス代28万6,000円増
でございます。利用件数が増え、当初見込んでおりました使用料では足りないため増額補正
でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 続きまして、2目の道の駅管理事業でございます。76
万円の追加でございます。主に広報等掲載の無料入浴優待券の利用実績増による、回数券取
り扱い等委託料の追加のお願いでございます。

続きまして、3目の桔梗館管理費58万7,000円でございます。こちらにつきましても同様
の理由で追加のお願いとなっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 13ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、社会福
祉事業費は、給与改定に伴う人件費256万7,000円の追加のお願いでございます。

続いて、2目障害福祉費、障害児者総合支援事業の移動支援事業におきまして利用者の増
に伴う委託料36万円の追加でございます。

4目老人福祉費、老人福祉事業につきましても、老人保護措置の対象者が10月に2人増え
たことにより委託料400万円の追加のお願いでございます。

また、その措置の前段で生活支援短期宿泊を利用したため不足する委託料を14万7,000円
の追加でございます。介護保険特別会計繰出金29万7,000円につきましては、特別会計のほ
うで再度ご説明を申し上げます。

次の地域包括支援センター事業費は、給与改定に伴う人件費81万1,000円の追加のお願い
でございます。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 6目国民健康保険費です。こちらも給与改定によります職員人件

費の補正のお願いでございます。一般職員4名の人件費93万5,000円、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金59万4,000円の合計で152万9,000円の追加のお願いでございます。

詳細につきましては、国民健康保険特別会計補正予算にてご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 14ページをお願いいたします。

7目社会福祉施設管理費でございますが、いわびつ荘のほうで2か所改修が必要になりました。職員用トイレ排水管改修工事費が97万9,000円、排煙オペレーター装置修繕工事費が141万9,000円、計239万8,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童措置費の子育て支援費でございますが、妊婦のための支援給付金の全国的なネットワーク化に伴う給付システム改修業務委託料88万円の追加のお願いでございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 引き続き、説明欄をお願いいたします。

子育てひろばは、給与改定による人件費補正で20万3,000円の減額でございます。

2目保育所費は、給与改定による人件費補正で771万3,000円の増額でございます。

15ページをお願いいたします。

3目学童保育費は、人件費補正のほか、令和6年度の子ども・子育て支援交付金の確定に伴う国・県への返還金561万7,000円の補正でございます。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の保健総務費は、給与改定に伴う人件費79万2,000円の追加のお願いでございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続いて、同じ目内でございます。

国民健康保険特別会計施設勘定繰出金221万3,000円の追加のお願いでございます。

こちらも給与改定によります職員人件費分を特別会計へ繰り出すものでございます。よろしくお願いたします。

続きまして、16ページをお願いいたします。

4款1項6目環境衛生費でございます。

吾妻広域町村圏火葬場負担金792万7,000円の減額のお願いでございます。

今年度、建物調査や調査結果を踏まえました工事の設計委託が予定されておりましたが、次年度に変更ということで連絡がございました。その関係分を減額するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 農林課次長。

○農林課次長（石田洋武君） お世話になります。

6款1項1目の農業委員会費71万5,000円の追加のお願いでございます。

給与改定による追加でございます。

2目農業総務費214万8,000円の減額でございます。

給与改定と会計年度任用職員人件費の減額でございます。

17ページをお願いします。

3目農業振興費102万6,000円の追加のお願いでございます。

中山間地域等直接支払事業交付金ですが、予算額は第5期最終年である前年実績額を予算計上していましたが、第6期開始の今年度、以前の8割交付の協定から10割交付への活動ができるように制度改正が行われ、その変更分の追加と1団体の取りやめによる減額の差引きでございます。

4目農業経営基盤強化対策事業費1万9,000円の追加のお願いでございます。

説明欄の事業名は「農用地高度利用促進奨励金事業」となっておりますが、令和3年度の農用地利用集積促進事業により10年間の契約期間で奨励金を受領しておりましたが、貸付対象農地が本年、畜産事業者に購入され、返還が生じたものでございます。

6目農地費550万円の追加のお願いでございます。

今年度の原材料支給事業も11月をもちまして要望締切となり、行政区、農家組合など36団体から要望がございました。事業執行のため必要となる額の内訳といたしまして、重機等借上料450万円、工事材料費100万円の追加のお願いでございます。

6款2項1目林業振興費では、480万円の追加のお願いでございます。

説明欄ですが、林業振興費では、松くい虫倒木災害防止委託料といたしまして、大戸地内1本の枯損木の伐採でございます。事業費50万円のお願いでございます。

有害鳥獣捕獲事業は、熊対策で430万円の追加のお願いでございます。

詳細につきましては、12月10日に開催される全員協議会でご説明いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 18ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費101万1,000円の追加のお願いでございます。

こちらも給与改定に伴う職員の4名分の人件費の追加のお願いでございます。

続きまして、3目観光管理費60万円の追加のお願いでございます。

観光振興事業補助金の追加のお願いでございます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 建設課長。

○建設課長（永村達之君） お世話になります。

8款1項1目道路橋りょう総務費422万8,000円の追加のお願いでございます。

給与改定に伴う一般職員と会計年度任用職員の人件費の追加でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 19ページ、9款1項1目消防費に、総額で735万4,000円の追加計上となります。

費用弁償の240万円につきましては、火災等発生時における消防団員の出動旅費の支払いに不足が生じるおそれがあるため増額計上するものでございます。

一部事務組合負担金495万4,000円の追加につきましては、人事院勧告に基づく人件費の増額に対応するもので、吾妻広域町村圏振興整備組合に対する消防費町村分担金として措置するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 10款1項2目事務局費でございます。

給与改定による人件費補正のほか、熊被害対策といたしまして、教育現場への配付用として熊撃退スプレーや熊よけホーンなどを購入するための消耗品費50万6,000円を計上したところでございます。

外国語教育コーディネーター事業は、人件費補正で24万4,000円の増額でございます。

20ページをお願いいたします。

引き続き備考欄になります。

中学生海外交流事業は、本年度事業の中止による310万円の減額でございます。

5目給食センター運営管理費は、人件費補正のほか、消毒保管庫の機器や調理室の室内エ

アコン、研修室のLED照明など施設設備の修繕料として200万円を増額するものでございます。

6目外国青年招致事業費は、人件費補正で28万3,000円を増額でございます。

21ページをお願いします。

2項1目小学校学校管理費は、給与改定による人件費補正で92万円を増額でございます。

2目小学校教育振興費は、町出身の偉人、石坂荘作先生と小林宗作先生について学ぶ機会となるよう社会科副読本の別冊版で紹介することを企画したところでございます。その作成費用といたしまして100万円を計上するものでございます。この事業につきましては、町村合併20年を記念して取り組む予定でございますのでよろしくお願いいたします。

3項1目中学校学校管理費は、人件費補正で10万1,000円の減額でございます。

22ページをお願いします。

4項1目こども園管理費は、給与改定による人件費補正で355万円を増額でございます。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 23ページをご覧ください。

10款5項1目社会教育総務費でございますが、556万3,000円追加をお願いいたします。

人件費におきましては、給与改定に伴う人件費補正でございます。

説明欄をご覧ください。

消耗品でございますが、熊対策として社会教育施設に配付する熊スプレー、熊よけホーンの購入に伴う16万5,000円追加補正でございます。

10款5項3目文化財保護費12万円追加をお願いいたします。

岩櫃城跡保存整備事業でございますが、ランチキュラーカード作成委託料12万円増でございます。令和8年2月1日に開催予定の岩櫃城フォーラム参加者に配付したく在庫僅少のため増刷に伴う補正でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 6項1目保健体育総務費でございます。

健康管理対策事業の見舞金は、児童生徒が対象となる障害保険、日本スポーツ振興センター災害給付金で40万円を増額でございます。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 3目施設管理費18万円追加をお願いいたします。

町民体育館管理事業でございますが、9月補正でお認めいただきました給水管漏水修理を現在着工しております。今般水道量不足に伴う3検針分18万円の増でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 一般会計補正予算の説明については以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第20、議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定の補正案につきましては、歳入歳出をそれぞれ264万4,000円増額し、予算の総額を14億5,626万5,000円とするものでございます。

次に、施設勘定の補正案につきましては、歳入歳出をそれぞれ221万3,000円増額し、予算の総額を7,387万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは5ページをお願いいたします。

最初に事業勘定の歳入となります。

5款1項1目保険給付費等交付金は、特別調整交付金及び特定健診等の負担金の合計205万円を増額するものでございます。

続きまして、7款1項1目一般会計繰入金は、事務費繰入金59万4,000円を増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

こちらから歳出でございます。

1款1項1目一般管理費59万4,000円の追加のお願いは、被保険者への通知の郵便代や返信のための切手代、国保情報ネットワーク等の回線使用料でございます。

4款1項1目特定健康診査等事業費5万円のお願いは、特定健診の登録手数料の追加でございます。

6款1項1目一般被保険者保険税還付金200万円は、社会保険等に変更になったものの被保険者が国保資格の喪失手続きを忘れて重複した分を還付するものでございます。

8ページをお願いいたします。

施設勘定になります。

最初に歳入です。

4款1項1目一般会計繰入金221万3,000円の追加のお願いは、職員人件費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続いて歳出です。

1款1項1目一般管理費は、給与改定によります職員人件費221万3,000円の追加のお願いでございます。

一般職員2名、会計年度任用職員2名の人件費となります。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第21、議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正案は、歳入歳出をそれぞれ80万円を追加し、予算の総額を2億7,181万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(高橋 弘君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長(谷 直樹君) よろしく申し上げます。

今回の補正予算は、後期高齢におきまして被保険者が人間ドックを受診した際に町から支払う委託料を補正するためのものになります。

4ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款1項1目雑入は、群馬県後期高齢者医療広域連合からの助成金80万円を追加するものでございます。

続いて歳出でございます。

3款1項1目人間ドック助成事業に80万円の追加をお願いするものでございます。

先ほどの広域連合からの助成金を被保険者が人間ドックを受診しました病院への委託料40人分となっております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長(高橋 弘君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長(高橋 弘君) 日程第22、議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和7年度税制改正に伴うシステム改修費等が主なもので、101万2,000円を追加し歳入歳出それぞれ19億3,952万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(高橋 弘君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(小池さつき君) それでは、最終ページになります4ページの事項別明細書のほうをご覧ください。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する補助金71万5,000円の追加でございます。

次の6款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、歳出のほうで計上しております2つのシステム改修費88万円及び13万2,000円の合計額から上段の国庫補助金71万5,000円を差し引いた額の29万7,000円を事務費として繰り入れるものでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費、介護保険システム改修業務委託料は、令和7年度の税制改正等の対応に伴う改修でございます。88万円の追加でのお願いでございます。

4款地域支援事業費、1項2目介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、包括支援センターで使用している業務支援システムのバージョンアップ費用として13万2,000円の追加のお願いでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(高橋 弘君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第23、議案第5号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、下水道事業会計の収益的支出予算の追加でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（角田良信君） お世話になります。

1ページをお願いします。

収益的収入については、補正はございません。

次に、収益的支出ですが、3ページをお願いします。

第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用157万2,000円の追加でございます。

内訳は、1目管渠費2万5,000円、2目処理場費2万5,000円、3目総係費152万2,000円で主に人件費の補正の追加でございます。

第2款農業集落排水事業費用の第1項営業費用106万4,000円の追加でございます。

内訳は、1目管渠費5,000円、2目処理場費34万1,000円、3目総係費71万8,000円の追加でございます。

第3款合併浄化槽事業費用は、第1項営業費用227万2,000円の追加でございます。

内訳は、1目管渠費24万円、2目処理場費24万円、3目総係費179万2,000円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第24、議案第6号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、簡易水道会計の収益的支出予算の追加及び資本的収入、支出予算の追加でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（角田良信君） お世話になります。

1ページをお願いします。

収益的収入については、補正はございません。

第2条収益的支出についてですが、第1款簡易水道事業費用の第1項営業費用76万3,000円を追加でございます。

内訳は、総係費76万3,000円の追加でございます。

第3条の資本的収入ですが、第1項企業債は2,000万円の追加でございます。

第2項補助金ですが、600万円の追加でございます。

資本的支出ですが、第1項建設改良費は、箱島地区と萩生地区での工事費の増額2,600万円と部品代等で36万5,000円の追加でございます。

第4条は、当初予算で企業債限度額は5,000万円でしたのを2,000万円増額し7,000万円といたします。

以上を説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。
説明の途中ではありますけれども、ここで休憩を取り、午後1時から再開をいたします。
よろしく申し上げます。

(午前 11時58分)

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（高橋 弘君） 町民課長より発言を求められていますので許可いたします。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お時間をいただきありがとうございます。

先ほどご説明させていただきました議案第2号の令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算につきまして、議案書の1ページでございますが、最初の補正予算のところが「第2号」というふうになってございます。第3号の間違いでございます。大変申し訳ございませんが修正をしていただきたいと思います。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第25、議案第21号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の変更について、提案

理由の説明を申し上げます。

東吾妻町過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年4月より施行されている過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間として策定し、現在、過疎対策に取り組んでいるところでございます。

特別措置法につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間の期限とする時限立法となっていることから、町では残りの5年間の計画期間につきましても引き続き過疎対策を推進するために現行計画の内容等の更新を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） お世話になります。

それでは、東吾妻町過疎地域持続的発展計画の変更につきまして、説明させていただきます。

現在、国が定めております過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、令和3年4月1日より10年間の時限立法として制定され、施行されております。

当町におきましては、本特別措置法に基づき町内全域が過疎地域の指定を引き続き受けたことから、令和3年度から令和7年度までの前半5年間の計画期間とし、東吾妻町過疎地域持続的発展計画を策定して、現在過疎対策に取り組んでいるところでございます。

今年度は町の計画期間として最終年度となっていることから、現行計画の内容と計画期間を更新し、令和8年度から12年度までの後半5年間についても引き続き財政的支援が受けられるようにするものでございます。

東吾妻町過疎地域持続的発展計画は、国の特別措置法及び群馬県の方針に基づき、地域の自立に向け過疎地域における持続可能な地域社会の形成や地域活力の向上を目指し、総合的かつ計画的な対策を実施するために策定しているものでございます。

さらに、東吾妻町第2次総合計画の町づくりの基本目標に即しており、地域の実情に応じた施策を展開し、取り組むこととしております。

また、財政的支援であります過疎対策事業債などの特別措置を受けるための基本的な計画となっているものでございます。

お配りしております計画（案）につきましては、各分野ごとの記載内容を現在の状況に更

新するとともに、各事業計画につきまして、総合計画の実施計画等を踏まえて、今後計画している事業の中で過疎対策に位置づけられると思われる事業を幅広く取り入れた事業計画となっております。

記載している各事業につきましては、過疎対策事業債等の財政的措置を必ずしも適用するものではありませんが、本計画に記載のない事業は支援措置が受けられませんので、幅広く取り入れることにご理解いただきますようお願いいたします。

今計画に当たっては、特別措置法の規定に基づき群馬県知事との協議及びパブリックコメントを行い、その後、議会の議決を経て、関係する各大臣に提出することになっております。

令和7年10月31日から11月14日までパブリックコメントを実施し、意見は特にございせんでした。

その後、群馬県知事との協議を行い、11月28日付で協議が調いましたので、今回ご議決をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第26、議案第22号 東吾妻町自転車型トロッコ施設「アガッタン」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町自転車型トロッコ施設「アガッタン」の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

自転車型トロッコ施設「アガッタン」につきまして、令和8年4月1日から新たに指定管理者を指定することに伴い、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき指定管理者に株式会社東武を指定する案でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください

ますよう、よろしくお願いいいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 提案理由の詳細説明を申し上げます。

自転車型トロッコ施設「アガッタン」につきましては、町の観光振興及び吾妻峡周辺地域の地域振興を図ることを目的に令和2年7月にプレオープンし、町の直営施設として5年目を迎えております。新型コロナの5類への移行以来集客数を伸ばし、年間約2万5,000人の利用が見込まれる施設となっております。

運営につきましては、プロジェクトマネジャーを筆頭にアガッタンスタッフ26名と地域おこし協力隊員1名の計28名に加え、まちづくり推進課が携わっているという状況でございます。

今回指定管理者に委ねる施設につきましては、現在、受付として使用している吾妻峡周辺地域振興センター内の吾妻溪谷活性化対策事業事務所及び溪谷コース、田園コースの線路敷地内にある駅舎等を含む設備、そして自転車型トロッコでございます。

令和8年4月1日から指定管理に向け、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第2条の規定により、公募による手続を進めさせてまいりました。

9月の定例会以降の経過といたしまして、指定管理者指定申請書及び指定管理者管理運営提案書の提出締切である9月26日までに2者からの提出があり、10月21日にヒアリングを含め厳正な審査をいただいて、10月31日に答申がございました。

結果につきましては、別添資料のとおりでございます。

この答申による候補者の総合評価はAで、講評として、適切な提案であり、候補者として評価できるというもので、指定管理者の候補者に選定をいただきました。

この答申に基づきまして、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第6条第1項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者につきましては、宮城県仙台市青葉区立町1番2号、株式会社東武、代表取締役社長尾形衛でございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、指定管理料につきましては5年間で5,799万9,000円、年の平均で約1,160万円の見込みでございます。

株式会社東武につきましては、清掃業務、施設管理、環境整備、その他各種サービス業を

基盤に、給食業務及び警備業務にも事業領域を広げており、年間数100件の契約を安定的に受注している事業者でございます。県内では、国立病院機構渋川医療センター、また沼田病院での業務を受け持っております。

指定管理の実績といたしましては、福島県南相馬市の健康福祉センター、同じくパークゴルフ場、老人福祉センター、屋内市民プール、交流センター等の各施設の指定管理を請け負ってきた実績がございます。

全国に営業所を持ち、さまざまなノウハウを持っている事業者として、町の魅力を効果的に発信していけるとともに、安定した運営を行っていけると考えておりますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第27、議案第23号 あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第23号 あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

あづま温泉桔梗館の指定管理者期間が令和8年3月31日をもって期限を迎えることに伴い、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、次期指定管理者にライジングプロモーション株式会社を指定する案件でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 提案理由の詳細説明を申し上げます。

あづま温泉桔梗館につきましては、令和3年4月1日から令和8年の3月31日の間で、現在指定管理者であるライジングプロモーション株式会社に3期目の管理運営を委ねてまいりました。3期15年の実績がございますが、9月に基本使用料の改定もあり、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第2条の規定により公募による手続を進めさせていただきました。

9月定例会以降の経過といたしまして、指定管理者指定申請書及び指定管理者管理運営提案書の提出である9月26日までに2者からの提出があり、10月31日にヒアリングを含めて厳正な審査をいただいて、同日答申がございました。

結果につきましては、別添のとおりでございます。

答申による候補者の総合評価はBで、講評として、おおむね適切な提案であり候補者の基準を満たしているというもので、指定管理者の候補に選定いただきました。

この答申に基づいて、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者につきましては、現在の指定管理者と同じ、渋川市赤城町敷島44番地、ライジングプロモーション株式会社、代表取締役須田公次でございます。

指定管理期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、指定管理料は5年間で3,482万円、年平均で約697万円の見込みでございます。

現在15年目を迎え、入館者数はコロナ前を超えて順調に経過してきております。4期目を継続して運営していただきたいと思いますと考えておりますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第28、議案第24号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第24号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年4月1日より群馬県市町村総合事務組合の組織団体に名称を変更する団体があること及び災害弔慰金の支給事務等に関して、群馬県市町村総合事務組合における共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめることによる規約変更の協議となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(高橋 弘君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(酒井文彰君) それでは、詳細説明を申し上げます。

本議案は、群馬県市町村総合事務組合からの規約変更に関する協議依頼に基づいて関係団体として本町の意見を議会にお諮りするために上程をしているものでございます。

1枚めくっていただきまして、協議書をご覧ください。

今回の規約変更の主な理由ですが、組合を構成する一部団体の名称が変更されること、そして災害弔慰金支給事務の共同処理を令和8年3月31日をもって終了すること、この2点によるものでございます。

まず、名称変更につきましては、現在の「太田市外三町広域清掃組合」が「太田市外三町清掃斎場組合」に名称変更されることに伴いまして、規約中の表記を新しい組合名称に改めるものでございます。内容そのものに変更はなく、あくまで名称の整理が主な改正点となっております。

次に、災害弔慰金支給事務に関する共同処理の終了についてでございます。

これまで当該事務につきましては、群馬県市町村総合事務組合において共同で処理してまいりましたが、事務の見直しにより令和8年3月31日をもってこの共同処理を終了することとなりました。これに伴いまして、規約中に規定されておりました災害弔慰金支給事務に関する条文につきましては、今回の改正により削除されることとなります。

お手元の新旧対照表につきましては、右側が現行規約、左側が改正後の規約となっておりますが、今回の改正で変更となる部分につきましては下線で表示してお示ししております。

組合名称の変更部分をお示ししているほか、改正後の表からは、右側の下から2枠目にありましたが災害弔慰金支給事務の欄が削除されている点が主な変更点となっております。

また、この欄が削除されることに伴い、項ずれが生じますので、附則でこれを改めております。

この規約改正の施行日は令和8年4月1日としております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第25号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第29、議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合により行っていました災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理を取り止めることに伴う財産処理についての協議となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、要点についてご説明申し上げます。

本議案ですが、こちらも市町村総合事務組合から災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理取りやめに伴う財産処分に係る協議依頼に基づいて上程するものでございます。

議案書裏面の協議書をご覧いただきたいと思います。

これまで、災害によりお亡くなりになられた方への災害弔慰金の支給事務につきましては、群馬県市町村総合事務組合が関係市町村に代わって共同で処理をまいりました。

しかしながら、近年、実際に災害弔慰金を支給するケースが減少していること、また各市町村で個別に対応したほうが手続も迅速かつ柔軟に対応できること、さらには今後大規模な災害を想定した場合、現在の仕組みのままでは財源的対応が難しく、こうした点を踏まえて、この共同処理は令和8年3月31日をもって終了するという方針が示されたものでございます。

これに伴いまして、右ページに記載がございますが、現在共同で積み立てている災害弔慰金支給に係る基金につきましては精算を行い、令和8年3月31日時点の基金残高を各市町村の人口割で案分し、それぞれの市町村に戻す取扱いとなっております。

また、精算の結果、剰余金が生じた場合は、群馬県市町村総合事務組合の一般会計に収納される内容とされております。

なお、この災害弔慰金の支給制度そのものがなくなるわけではなく、今後はそれぞれの市町村が法令に基づいて個別に支給事務を行っていくこととなります。そのため、制度は継続されますが、事務の取扱い方法が、組合の共同処理であったものから市町村ごとの個別処理に切り替わるという位置づけでございます。

また、市町村に事務が委譲されることに伴い、各市町村において災害弔慰金支給条例の制定が必要となりますが、この点につきましては、現在、今年度末までの条例制定に向けて準備、検討を進めているところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第26号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第30、議案第26号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第26号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年4月1日より共同設置団体として新たに1団体が加入すること並びに既存1団体の名称変更が生じることから、規約変更について協議を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 弘君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

議会事務局長。

○議会事務局長(西山孝弘君) それでは、詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

今回の変更点は2点でございます。

1点目は、令和8年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体にみどり市が加入するためです。

2点目は、共同設置する団体である「太田市外三町広域清掃組合」の名称が令和8年4月1日から「太田市外三町清掃斎場組合」に変更するためです。

以上2点の規約の変更を別紙のとおり協議するものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 弘君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第27号の上程、説明、議案調査

○議長(高橋 弘君) 日程第31、議案第27号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第27号 財産の処分について提案理由の説明を申し上げます。

旧岩島第一小学校の土地について、令和6年2月に実施した遊休資産利活用事業公募型プ

ロポーザルにより選定されました群馬電工株式会社と令和7年11月12日付で土地売買仮契約を締結をしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び東吾妻町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、詳細説明を申し上げます。

本議案は、旧岩島第一小学校跡地につきまして、土地売買契約の本契約締結に当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、令和5年度から進めてまいりました遊休資産利活用事業の進捗に伴うものでございます。

令和6年2月実施の公募型プロポーザルにより、群馬電工株式会社が北毛営業所の設置を提案し、優先交渉権者として選定されております。

その後、事業計画の具体化が進んだことから、本年9月に地元矢倉地区の皆様を対象とした住民説明会を開催いたしました。説明会では事業の概要や土地売却の考え方についてご説明させていただき、事業を進めることにつきまして一定の理解をいただいております。

この地域のご理解を受けまして、令和7年11月12日付で同社と土地売買の仮契約締結に至っております。

今回、この仮契約を本契約とするため、議会のご議決をお願いするものでございます。

処分する財産は、土地でございます。

所在地は、東吾妻町大字矢倉字本村554番地3でございます。

地目は宅地、面積は5,738.59平方メートルです。

処分金額は、3,386万3,420円です。

処分の相手方は、群馬県前橋市所在の群馬電工株式会社でございます。

なお、議案書の最終ページになりますが、図面を添付しておりますので、ご覧ください。

この図面中に赤枠で示した範囲が今回の売却予定地の範囲となりますので、ご確認をいただければと思います。

売買契約につきましては、本議会のご議決をいただいた後に仮契約を本契約とし、その後

令和8年3月31日までに売買代金の納付を受け、代金の完納後土地の引渡し及び所有権移転登記を行う予定となっております。

契約に関する費用につきましては、全て買主の負担となっております。

本件は、遊休資産の有効活用による企業誘致と新たな財源確保、地域活性化にもつながる取組でございますので、どうぞご審議をいただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（高橋 弘君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は、12月12日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時33分）

令和 7 年 12 月 12 日 (金曜日)

(第 2 号)

令和7年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第2号)

令和7年12月12日(金)午前10時開議

- 第 1 議案第 7号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 8号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 9号 東吾妻町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第11号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第12号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第13号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第14号 東吾妻町自転車型トロッコ施設「アガッタン」の設置及び管理に関する条例について
- 第 9 議案第15号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第16号 東吾妻町簡易水道事業給水条例及び東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第17号 東吾妻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第12 議案第18号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例及び東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第19号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 第14 議案第20号 東吾妻町育英条例及び東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

について

- 第15 議案第 1号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第 2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第 3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第 4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第 5号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第 6号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第21号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第22 議案第22号 東吾妻町自転車型トロッコ施設「アガッタン」の指定管理者の指定について
- 第23 議案第23号 あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について
- 第24 議案第24号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第25 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 第26 議案第26号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第27 議案第27号 財産の処分について
- 第28 議員派遣の件について
- 第29 委員会報告について
- 第30 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第31 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 高橋 弘 君 | 2番 | 齋藤 貴史 君 |
| 3番 | 増子 京子 君 | 4番 | 渡 一美 君 |
| 5番 | 井上 日出来 君 | 6番 | 高橋 徳樹 君 |
| 7番 | 里見 武男 君 | 8番 | 小林 光一 君 |
| 9番 | 重野 能之 君 | 10番 | 竹 渕 博行 君 |

11番 佐藤 聡一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	石村 文明 君
教 育 長	茂木 一弘 君	総務課長	酒井 文彰 君
企 画 課 長	玉橋 晃 君	まちづくり 推進課長	寺嶋 徳郎 君
保健福祉課長	小池 さつき 君	町民課長	谷 直樹 君
税 務 課 長	藤岡 剛 君	農林課長	白石 彰久 君
建 設 課 長	永村 達之 君	上下水道課長	角田 良信 君
会計課長兼 会計管理者	代田 聡 君	学校教育課長	水出 悟 君
社会教育課長	伊澤 文邦 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山 孝弘	議会事務局長 議次	小林 稔
議会事務局 会計年度 任用職員	田中 すずの		

◎開議の宣告

○議長（高橋 弘君） 皆さん、おはようございます。

連日、お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申入れがあり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくくださいますよう併せてお願い申し上げます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（高橋 弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第1、議案第7号 東吾妻町議会議員及び東吾妻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(高橋 弘君) 日程第2、議案第8号 東吾妻町監査委員条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第3、議案第9号 東吾妻町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第10号～議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第4、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第11号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第12号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第13号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての計4件を一括議題といたします。

本4件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

次に、議案第11号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

次に、議案第12号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

次に、議案第13号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(高橋 弘君) 日程第8、議案第14号 東吾妻町自転車型トロッコ施設「アガッタン」の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

8番、小林議員。

○8番(小林光一君) おはようございます。

1つ、アガッタンのトロッコの使用料について、ちょっと質問をさせていただきたいんですけれども。

トロッコ使用料の表の中に、町民が利用する場合にはちょっと減額するということになっておるんですけれども、トロッコには基本的には町民と、また町民外の人が別々に乗ることはないので一緒に乗ることがございますよね。そういう場合にどのように理解していいのか、ちょっと教えてください。

○議長(高橋 弘君) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(寺嶋徳郎君) お世話になります。

利用する場合の町民か町民じゃないかというところではございますが、今インターネット等でも申込みを受けているところなんです、お申込者のところの住所というようなことで判断させていただいている部分でございます。ですので、町外の方と町内の方が混ざっていらっしゃるという場合もあるかと思うんですが、その場合、町内の方の名前で申し込まれている方が多いというようなことで対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長(高橋 弘君) 8番、小林議員。

○8番(小林光一君) 分かりました。そうしますと、申込者が誰であるか、町民であるか、または町民以外であるかによって、その使用料が変わってくると、こういうことでよろしい

ですね。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 申込みをされた方というようなことで捉えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） はい、結構です。理解いたしました。

○議長（高橋 弘君） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第9、議案第15号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(高橋 弘君) 日程第10、議案第16号 東吾妻町簡易水道事業給水条例及び東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第11、議案第17号 東吾妻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第12、議案第18号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例及び東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第13、議案第19号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第14、議案第20号 東吾妻町育英条例及び東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第15、議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(高橋 弘君) 日程第16、議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第17、議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第18、議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第19、議案第5号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第20、議案第6号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第21、議案第21号 東吾妻町過疎地域持続的発展計画の変更に
ついてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(高橋 弘君) 日程第22、議案第22号 東吾妻町自転車型トロッコ施設「アガッタン」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

8番、小林議員。

○8番(小林光一君) このアガッタンの指定管理については、一応、課長、あと町長、副町長との議案調査でいろいろお伺いしました。それで、交渉権者が2者あるということがございます。株式会社東武がその優先交渉権者になったということもお伺いしております。これについては、一応、私としては理解しております。

しかし、指定管理料について、年間1,160万円、5年間で5,799万円との説明がございました。私としては、一応、この事業は観光事業でありまして、唯一の収益事業と私は考えております。にもかかわらず、年間、約1,100万円の指定管理料ということで、この中に附帯条件がありまして、なるべく管理料をもっと縮減すべきであるというようなことがありました。これについてどのようにお考えですか、お伺いしたいと思います。

○議長(高橋 弘君) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(寺嶋徳郎君) お世話になります。

まず、12月4日の本会議において指定管理料の見込みというご説明を申し上げましたが、こちらの金額につきましては、指定管理運営費の提案書というところで提案をいただいた見込額を見込みということでご説明をさせていただきました。確定額ではございませんので、ご承知おきいただければと思うんですが。

今回、提出させていただきました2件の指定管理の指定の関係でございますけれども、選定委員会の答申を受けて、基本協定書の仮協定を現在締結させていただいているところでございます。その基本協定には指定管理の期間等の業務の範囲や実施条件のほか、基本的なことを定めた内容となっております。指定管理料については金額ではなくて、記載されている内容といたしますと、指定管理料の額及び支払い方法については年度ごとに甲乙の協議の上で決めるというふうになってございます。5年間の金額が確定しているわけではないということをご承知おきいただきまして、金額につきましては毎年、年度協定というものを取り交わさせていただきますので、毎年、提案を3月にさせていただきます予算の提案の中で、その翌年の指定管理料に相当する部分をお諮りいただき、ご提案させてお認めいただいた部分の範囲内で使っていくということになります。

その間、当然のことながら附帯にありますように協議をして、町とすれば減額に努めていくというようなこととなります。当然、運営が軌道に乗って黒字になれば、その分は当然削減されますし、その年度協定の中には黒字になった場合の収益の4分の1については町に納付するというようなことも書き込まれておりますので、そういった中でやっていきたいというふうに考えております。先日申し上げた金額は確定ではないということをご承知おきいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 分かりました。一応、町としては、この指定管理料については縮減する方向で行くということで理解してよろしいですね。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） そのとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） この事業に指定管理料を出すということは、やっぱりこの事業が赤字であるということの意味しているんだと思います。そういう意味で、なるべく早くその黒字化に努めてほしいと思いますけれども、町としてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 赤字というか、少しご説明させていただきますと、今回募集をかけた内容というのが令和6年度の実績でございます。その令和6年度の実績の中にはプロジェクトマネジャーであるとか地域おこし協力隊員、彼らも専属で入っているわけなんです、そこには交付税措置でお金が入ってきて相殺されている部分がございますので、その部分については計上されておりました。

ただ、今後につきましては、プロジェクトマネジャーもそうですし、地域おこし協力隊員につきましても春から募集をかけているんですが、後任になるような方が見つかっておりません。そういった中で行くと、相殺できる職員というか、うちのほうから提供できる職員というの、今後なかなか見通しがいいというふうになってきますので。当然その地域おこし協力隊員であるとかプロジェクトマネジャーとして、町のほうのお金で指定管理者のほうに人材を派遣しますよというようなことがあれば、そこはまた指定管理料の削減につなげるような協議もできると思いますので、そういった中で運用を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 非常に極端な言い方になるかもしれませんが、この事業を中止したら、それだけ指定料だけ浮いてくるということになりますので、そういう意味からすると、今、非常に町民が物価高で苦しんでいる、そういう状況ですので、そういうものに充てたほうがいいんじゃないかという考え方も一部にあるかもしれません。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 申し訳ございません。浮いてくるというか、現状の、先ほど令和6年度の実績で募集をかけたというようなことで説明をさせていただきましたが、プロジェクトマネジャーについては任用が切れますので、地域おこし協力隊もそうですが、交付税の措置で町のほうにお金が入ってこないということになれば、その分の約1,200万円にかかる部分については全部単費で出すような話になってきますので、直営でやった場合においても、それだけの費用は、今いるスタッフをそのまま全員使うんですよというふうになれば、毎年、人件費は上がっていくものですから、今のお金よりはかかってくるというようなことになるかと思っております。運営を改善して黒字を出せばまた状況は変わると思うんですけれども、そんなことをご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 今の説明で少し理解はできたんですけども。

最後になりますけれども、確認の意味で町長にちょっとお伺いしたいんですけども。この指定管理料の縮減ですね、それともう一つは黒字化に取り組むという決意であるということとは、それについてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） アガッタン指定管理者との協議、引き続き行ってまいりますので、指定管理料につきましても改善できるようにしてまいりたいと思います。

今後も、東吾妻町の大きな一つの観光の施設でありますので、これからも大いに発展していくように努めてまいります。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） これで結構です。分かりましたので、ありがとうございました。

○議長（高橋 弘君） ほかにございますか。

11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 今、小林議員のほうからも言われた話が私の趣旨なんですけど、委員会、それから町長、副町長、それから議員全員協議会といろいろ言わせてもらいましたが、改めて本会議で要望を出すのは記録として残したいので言わせてもらいますが。

このモデルになったのは神岡鉄道で、神岡鉄道は黒字で運営していました。私もこれをうちの町に導入するというときの議員だったものですから、黒字化できるという目算が立ったので、これぜひやってもらいたいなと思って進めてきたんですけど。

今まで町で運営していて、町でずっと赤字のままで来たんですけど、今回、指定管理ということで東武さんをお願いするということになったんですけど、やはり黒字化はできると私は考えているんです。なるべく早く黒字化して、町の持ち出しをなくしていくということと併せて、町の観光の振興という部分も併せてやるのが、一番、我が町には重要なのかなと考えておりますので、強くこの指定管理者をお願いして、黒字化を早く目指してもらいたいということで、私としては意見を言わせていただきたいと思いますが、町長の考えはどうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 佐藤議員のおっしゃるとおりでございますので、町執行部といたしましても、アガッタンにつきましても黒字化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（高橋 弘君） いいですか。

ほかにございますか。

5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） 総務建設常任委員会等、委員会の中でもこの件についてはお話を伺いました。何名かの議員さんがやはりちょっと疑問に思っておられた方がおりますので、その辺もちょっとお伝えしながら検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

指定管理者の候補者の選定についての答申、指定管理者選定委員会のほうから答申が出ております。この答申を我々委員会でいただきまして、中身を見させていただきました。そうしたところ、この評価が一方ではA評価、もう一方がB評価というところが出ております。評価の違いが出ていることは分かるんですね。

ただ、何が違うのか、なぜ、じゃ、この一方が優先交渉権者を勝ち得たのかというところの理由説明がありません。これについては、我々議員としてはやっぱり住民に説明しなければならぬ立場でありますから、この辺をこの答申内容に選定理由をぜひとも入れていただきたい。もちろん各社、守秘義務のある内容というものもあろうかと思いますが、その守秘義務には触れない範囲で簡潔明瞭に我々が住民の方に説明できるような選定理由についてもぜひ答申内容に入れていただきたいと思いますので、今後ご検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） お世話になります。

指定管理者選定委員会の評価結果の公表の関係でございますが、現在のところ、井上議員のおっしゃるとおりで、一応、優先順位の結果のみということになっておりますので、今後については、どこまでの評価にしたらいいかということをやちょっと検討を重ねまして、できるその評価の中身がある程度、こう守秘義務も含めた中で分かるような形で検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（高橋 弘君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

今回、この件に際しまして、ちょっと私なりに感じたことは、世の中、時代はディスクロージャー、情報公開のほうに向かっていっているように思います。そういった中で、今回出されたこれについては、ちょっとブラックボックスなイメージを持ちましたので、この辺はちょっと執行部の皆さんで吟味していただいて、出せる範囲の情報をきちっと出していく、公開していくとそういったスタンスで取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） そうですね。今後検討して、できるだけ分かりやすいようにしていきたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） この間ちょっと十分に議案調査できなかったものですから、この場を借りて、大変恐縮なんですけれども、幾つか確認させていただきたいというふうに思います。

このアガタン、これは町の直営で今までできていて、これから指定管理という方向で取り組んでいくということになるかと思えます。そういった中で関連とすると、やはり道の駅ですよね、道の駅が始まって以来、何人課長が変わったのでしょうか。やはりこの大きな課題とするとアガタンと道の駅をどういうふうに連携していくか、これが非常に大きな課題であったのではないかなというふうに私は感じていますし、また歴代の担当課長についても、そういうことが課題であったというふうに私は捉えております。

さて、そういった中で道の駅の受託者と変わってしまう。そうすると、またあそこで隔たりが起きないか、これが非常に心配なんです。指定管理料、これについては、それは安いほうがいいですよ。だけど、うちの会社は指定管理料を頂かずにやってみせますよなんて、そういう奇特的な会社が現れればいいですけども、それはまず考えられないと思います。いや、ないほうがいいという、また金額が少ないほうがいいと、これ当たり前の話で。

そういった中でご努力されるというふうには確認をしておるんですけども、この指定管理委員会での、委員長さんからの附帯意見、これについては業務実態に即した適正な価格となるようにと書いてあるんですね。今までのご答弁もそれに対して努力するというんだけど、執行部側でどこをどういうふうに評価していくかというのが丸っきり分かりません。要するに、どこをとというのはやはりその提案をされたものに即した形できちっとやっているかどうか、こういったものが多分、評価の基準になっていくんだというふうに思うんですけども、その辺はいいです。

ただし、ちょっとあまりにも漠然としていて、どういうふうに評価されていくのかなんてというのがちょっとクエスチョン。やはり冒頭で私が申し上げましたけれども、道の駅とこのアガタン、この施設をどういうふうにうまく連携していくかということが一番だというふうに私は捉えていますので。何でそのこの辺の部分というのは評価に値しなかったのかなというのが私は思っているんですね。

ですから、本来であれば第2の交渉権者が第1に来ても、私はおかしくない。それは確かに私も調べましたけれども、この東武という会社のほうが大きいですよ、資本力もありますよ。いろんな施設を運営していますよ。それは分かっています。けれども、地元的な、今、会社が一生懸命、その道の駅の運営を頑張っているんだというふうに思います、詳しくは分かりませんが。そういった会社が、あの辺を一带含めて連携を取らせて。

しかも、何が課題かといえば、あそこに来たお客様がいかにか町の商工業者、要するにお土産を買って行ってくれたりとか、いろんなところの連携、これができなければ意味がないんですよ、正直言って。ですから、その辺も十分に考えていただいて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

仮に東武ということになった場合ですけれども、そもそもがこの民間に対しての指定管理で発注した場合、それは町の考え方というのは当然あるでしょう。しかしながら、何のために民間に委託するのか。これはこの業者のやはり持っている知識だとかそういったものを、思う存分発揮できるように、そういったような形でぜひ取り組んでいただきたい、これが一番なんです。

だけれども、当然、縛りもあるんだと思うんです。条件もあるんだと思うんです、最低として。だけれども、それ以上のプラスアルファが出るような、民間の活力が出るような、そういったような取組をぜひ取り組んでほしいなというふうに思います。

そういうことができれば、管理料が例えば月100万円かかったとしても、私は決して高くないなと。ですから、こういうことをやることによって、町民の商工業者が潤うような、そういったようなやっぱり取組ですね。今までできてないですよ、結果的には、成果が出てないし。それをやらなきゃ意味がないということなんです。だから、ぜひその辺、ご努力をいただきたいなというふうに思いますが、担当課の課長としてちょっとご答弁いただけますか。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。道の駅と一体で同じ業者がやれば、それはそれで十分なメリットがあるというのは分かっていることではございますが、それを踏まえても東武さんのほうが優先交渉権者になったという事実もございます。いずれにしても連携は取って、しっかりやっていただかなければならないものというふうに捉えておりますし、町のほうでできなかった事業的なもの、例えば夜間の運行であるとか、そういったことも考えているよう

でございますので、そういった部分で台数を増やしたり、本数を増やしたりというふうなもの、またうちのほうではできませんでしたが、飲食関係の提供とかいったことも考えていらっしゃるようですので、先方、株式会社東武といたしますと、この5年のうちに黒字に持っていきたいということで努力していくというふうに言っておりますから、業者のみならず、地域の連携につきましても、道の駅だけじゃなくて八ッ場ダム周辺等々も踏まえて、展開できればというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

どちらにしても人件費がかかり過ぎるかなというふうには思っております。どうしてもアガッタンを運営するのに、先導車と後続車というような形でやっぱりスタッフが乗らなくちゃいけない。ですから、それが、実態は分かりませんよ。2人必要なのか、1人プラス。だから、前のどなたかの課長の答弁だったと思いますけれども、スタッフが1人だとバランスが取れないからという、そういうような話も聞いたことあるんですよね。それだったら、水仙ちゃんをうまく使って、片側に60キロぐらいのぬいぐるみみたいなものの重しを作って、そうすりゃ、スタッフが1人1人でいいとか、いろんな工夫ができるんだと思うんですよ。

1つだけ確認したいんですけれども、今回の指定管理に対して、今までこう一生懸命取り組んでいただいているスタッフというのが二十数名、約30名近くいるんだと思うんですが、その辺はそっくり引き継いでほしいというような、そういう条件というのはあったんでしょうか。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） スタッフの関係につきましては、この後、議決でお認めいただいた後にスタッフの方と東武さんとの顔合わせ的なものも含めて面接を進めていく。できる限り、条件が変わるので、全員希望して採用していただければ一番ありがたいとは思いますが、先方の提示する条件等を見ていただいて、スタッフの方に判断いただくような形になろうかとは思いますが。基本的には地元のスタッフを使っていきたいということで聞いておりますので、現状としても今いるスタッフがそのままスライドするのが一番スムーズに移行できるというのは分かり切っていることですから、そんなことでご議決いただいた後に、東武さんとの顔合わせを始めていきたいというふうに考えております。できれば、今月中に、ある程度、面接とかまで行けるかということです。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹淵博行君） すみません、長くなって。

せっかく指定管理事業者、受託者が一生懸命これから取り組むという流れの中で、何を削れば利益が出るというのは、もう分かっている話なんですよね。人件費しかないですよ。結構、フルに、例えば土日・祭日だとか連休だとか、そういったところはフルにもう稼働しているわけですから、それ以上何便も出せるのか、ちょっとクエスチョンなどところがあるんですね。ですから、そういったところもある程度、受託者に、やはり権限を持たさないと、持たすんだと思うんだけど、ただ町側とすれば、なるべく雇用してほしいということなんでしょうけれどもね。だけれども、何でその雇用の部分は地元で、じゃ、事業者はそれだけレベルが違うのかなというふうに、私、判断します。ですから、大いに期待していますので、大いに活躍できるような形で、町とすれば取り組んでいってほしいというふうに思います。そういうことでよろしいですか。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 鋭意努力しながら、できれば5年といわず、5年以内に黒字に持っていけるような形で推移していきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） ほかにございますか。

7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 先ほど来、竹淵議員がいろいろ質問された内容と、私も同じ考えでいたんですが、その前にちょっとプラスアルファさせていただきます。

やっぱり吾妻峡ということで、2つの違った企業体がいて連携をかなり密にさせていただいて運営していきたいという希望はあります。

そして、先ほどアガッタン的人员削減について、私も以前から何度も申し上げているんですが、神岡鉄道では、前、後ろ4人ですが、最初の頃はやっていたんですが、今現在は隣にこういう大きな箱をやって、1人1人の運転で運行していると思うんです。これは以前から、私、何回も言っているんですが、それを見たというのは、ユーチューブでたまたま見たんですが、そんなことで、私は選定委員会の答申については尊重いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） ご指摘ありがとうございます。

安全確保ができれば、その辺のところも新しく、その指定管理のほうでやっていけるという部分もあろうかとは思いますが。現状では20メートル間隔で走らせますので、前と後ろが200メートルぐらい離れてしまう。そのときにパンクとかそういった部分での脱輪というのはないわけじゃないので、実際に年に何回かはありますから、そういった部分の対応とかも考えると、今のところ安全管理で2人ということとさせていただきますが。おっしゃるとおり、できるだけ、人件費がやはり一番かかりますので、一番、こう効率よく経営ができるような形を考えていければというふうには考えます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 弘君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第23、議案第23号 あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ライジングさんが引き続き交渉権者ということなんですね。副町長

からちょっといただいておりますけれども、あまり提案の内容が少し乏しかったのかなという評価だったというふうに思いますが。ライジングさんも継続でもう10年、丸10年という事で、どちらにしても、そういったああいう町の施設の管理というものを、あまり長くやるというのはいかなものかなというふうに思いますし、10年がやはり最長かなというふうに私は判断しているんです。

それと調べましたら、第2交渉権者の会社は地元の会社でございまして、実績は乏しいようですが努力をするというような格好で、多分、説明したのかなというふうに捉えています。町としても、こういったものに取り組みたい、または多少なりと実績があるのであれば、やはり町の事業者、これに運営すべきだというふうに私は捉えています。それは、多分細かい部分ではいろいろあるんだと思うんです、それは私に言えない部分ももしかしたらあるかもしれない。だけれども、やはり一度はもう、こういうのじゃなくても優先的にやったわけですからね。だから、本来であればやはりもう業者自体を変えるべきだなというふうに私は思うんだけど。

一応この紙っぺらで見ると同じ評価なわけですよ、課長、私が知っている情報とすると同じ評価ですよ。そうすると何が一番、肝だったのか、お答えできる範囲で結構なんですがお教えいただけますか。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） お世話になります。

指定管理の選定委員会の結果ということですので、同じABCという中で言えばB評価ということで、そのB評価の中では点数等々の範囲というものがございまして、最終的には同点の場合には、同じB評価の場合にはその点数の多い少ないという部分が優先順位の順位になっているということでございます。評価の優先順位のつけ方としてはそういうようなところでつけているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。そういうことなんですね。

そうすると、ある意味、そうだから機械的にそうだという話に聞こえるんですよ。できれば、やはり地元の業者がぜひやりたいんだと、そういう中で、C評価っていうなら分かりますよね。その地元の業者がCの評価だと。Bの中で、それはその項目の中での、例えば評価がちょっと優位に立っていなかったというような説明だったと思いますけれども、やはり

企業を育てるということも非常に大事なことで、しかも、別に今やられている事業者に対して駄目だという話じゃないんですよ。だけれども、もう10年経ちますから、そういう意味では事業者をやっぴり変えていくということは非常に大事なことでないかなというふうに捉えていますし、じゃ、実績があるから、確かにそれはお役所さんですと、公共事業だって何だっ、もう実績評価はすごいですよ。新規になかなか参入するなんていうのが難しいですよ、それだっ、分かっていますよ。だけれども、そういったようなことで取り組んでいってほしいなというふうに思うんですが、どうですか、その辺の考えというのは間違っていますかね、私の考え方というのは。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 選定委員会というところの決定の部分につきましては、企画課が事務局という形で進めさせてもらいましたが、選定項目については、その施設の管理運営の基本的な考え方だったり、あとはその経営する事業者の安定性だったり、あとはまちづくり推進課のほうから応募の要領等の中のその提案という部分を選定委員の皆さんがそれぞれヒアリング等をした結果、点数を積み上げた内容ということで、その結果ということになっておりますので。

選定委員会のこの結果につきましては、地元とかそういったものも各選定委員さんの、事業者側の提案も含めた中で判断しているところだと思います。選定委員会の仕組みとしては、そういった中で進めさせてもらっているところでございますので、今後、事業を桔梗館なり施設の運営を指定管理を行う中で、例えば継続とかそういった部分が出てくれば、例えば、特に公募によらずそういった成績とか、そういった中で、公募によらない年度更新ということ、また審査をしてやるという方法もございますので、今回につきましては公募で行ったということでございますので、これからそういった状況があれば、そういった継続の審査というやり方も含めて検討していければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 課長、ありがとうございます。

どちらにしても、確かに分かりますよ。同じそのB評価であっても、その中身の部分でやはり少し劣っていたのかなというふうに、私は判断しますけれども、それが大分劣っていたのか僅差だったのか分かりませんが、ただ、どちらにしても当町における事業者がやっぴりそれなりの規模があつてということがB評価があるんですね。やっぴりそういった形でやっぴりいかない。うちの町は全然、だつて雇用も生まれなきゃ、ある意味ですよ、事

業者の力ってつかないじゃないですか。

だって、それはそうでしょう。やっぱり町の事業者が基本的には優位に立たなきゃおかしいですよ。だから、物を調達するんだって、基本的には町の事業者が優先ですよ。だけれども、当然大きな町じゃありませんから、我が町で調達できないものはそれはほかから調達するしかないじゃないですか。だけれども、我が町で調達できるものは、なるべく我が町で調達するっていう考えの中で、いろんな事々を進めていかなければいけないんじゃないのかなというふうに思うんですが、その辺は結構です、町長、一言お願いできますか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 指定管理者につきましても、竹渕議員がおっしゃるご意見、これから参考にいたしまして進めてまいりたいと思います。

○10番（竹渕博行君） 結構です。

○議長（高橋 弘君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

ここで休憩を取り、再開を11時20分といたします。

（午前11時06分）

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

◎議案第 24 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第24、議案第24号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第 25 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第25、議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第26、議案第26号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議案第27号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(高橋 弘君) 日程第27、議案第27号 財産の処分についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって本件は可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長(高橋 弘君) 日程第28、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る12月10日に開催されました議会主催の上信自動車道関連工事の現地視察について、9番、重野能之議員より報告願います。

9番、重野能之議員。

(9番 重野能之君 登壇)

○9番(重野能之君) それでは、報告を申し上げます。

去る令和7年12月10日、令和7年度東吾妻町議会、上信自動車道現地調査を行ってまいりました。議会事務局、建設課、上信自動車道建設事務所の職員の皆様にもご同行いただき行ってまいりました。

箱島、植栗、川戸の3か所を調査してまいりました。今後の議会活動に非常に参考となりましたので生かしていきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(高橋 弘君) 以上で、重野能之議員の報告を終わります。

◎委員会報告について

○議長(高橋 弘君) 日程第29、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において、審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 高橋徳樹君 登壇)

○総務建設常任委員長(高橋徳樹君) それでは、総務建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。

令和7年12月5日及び6日の2日間、町長、副町長をはじめ、所管8課の課長出席の下、議案調査を行いました。

1日目、総務関係でございます。

条例7件、一般会計補正予算の説明を受けました。その中で消防費240万円の増額理由につきまして、今年は火災件数が7件と多く、延べ出勤人数は844名により、当初予算の720万円の残額44万6,000円では不足見込みのため、補正をするということでございます。

それから、遊休資産の活用についての説明がありました。旧岩島第一小学校の跡地のところでございますが、住民説明会が9月に行われ、被特定者として群馬電工株式会社になりまして、活用につきましては事業所資材置場等で活用しますということでございます。そ

れから面積については5,738.38平方メートル、処分金額は3,386万3,420円ということでございました。本定例会承認をいただいた後に本契約を行うというふうに説明がありました。

委員からは、住民の中で特に反対意見等はなかったんですかということがありまして、特にないということで、ただ雨水排水へのアスファルト化とか、景観・騒音配慮の要望があったということでございました。

それから、公式LINEにつきましては、現在、職員で試行中でありまして。令和8年1月20日より運用開始予定。今後、機能を高めてバージョンアップを図っていきたいということでございます。

それから、コンプライアンス研修について話がありました。

11月21日、弁護士を講師として実施しました。受講者は111名、正職員の出席は75.6%、この2年間で延べ職員の94%が受講しているということでございました。

それから、委員から、選挙ポスター・ビラ規制の見直しについて質問が若干ありました。今のところ、ビラ規制見直し等についてです。県・国から具体的な指示はありませんということです。今後、町独自の簡略については、公職選挙法との関係で制限はありますが、選管と協議しながら検討していきたいということでございます。

それから、委員から、EV自動車の充電器の環境についての質問がありました。現在、道の駅はこれから継続しますが、役場の庁舎の設備については維持管理費が高く、廃止をしていく方針だということでございます。なお、災害時についてはポータブルバッテリー等で対応可能という判断でございました。

また、委員から、町と日赤の防災訓練についての質問がございました。課題として、体育館の寒さ、また来年度も年1回程度実施したいというようなことが、課長から回答がありました。

委員からさらに、こうした防災訓練については、今後、防災士や消防団との連携強化、さらにLINEを活用した防災強化が必要だということの提案がございました。

次に、企画課関係でございますが、最初に過疎地域特別持続的発展計画の説明がありました。あがつま創生会議につきましては、2つの小委員会で、総合計画、戦略の進捗評価を担当しているということでございます。総合戦略評価については、今回4事業のみを評価するということでございました。どのような意見があったということでありましたが、課長からは今回、移住者の視点の意見が多かったのではないかとということでございました。

さらに、この総合戦略の中で、人口目標については現状維持の数値となっていることにつ

いて、今後、委員からはこの数値については見直しが必要ではないかというような意見もありました。

それから、まちづくり推進課でございます。通常どおり、各施設の利用者数のペーパーが配られました。道の駅については、令和7年11月末現在で34万5,347人、天狗の湯は6万4,284人、桔梗館は4万7,093人、道の駅は対前年比155.8%、天狗の湯は106.3%、桔梗館は111.8%ということで人員は増えているということでした。

それから、アガッタン指定管理者の指定について、議案第22号の議論がありました。応募2者の審査結果により、仙台市の株式会社東武が総合評価でAで選定されているということでございます。指定期間については来年4月1日から令和13年3月31日。指定管理費については5年間で上限5,799万円で、年度ごとに協議をしていくということでした。

桔梗館の指定管理者については、ライジングプロモーション株式会社が決まり答申をされるということでした。

委員の質疑の中では、今後さらに民間力を生かして黒字化を求めるといったような厳しい意見もございました。さらに、途中解約の場合についてはどうするのかということがございました。それについては補償金の規定があるということで回答をいただきました。

さらに、委員からは、今後、公式LINEとの連携や、さらに来年1月は真田丸の大河ドラマが放映されてから10周年ということでありまして、こうした視点も観光振興の中に入れて、さらに観光振興を強化してほしいというような要望がございました。

それから、税務関係でございます。

税務関係については、補正の税務総務費が306万2,000円減ということですが、これについては職員の病休によるということでした。さらに、課の中では、国保税の収支なんかについて、さらに令和15年の県内統一化の動向などの議論がございました。

それから建設関係でございます。

建設課については、課長のほうから、上信道の自動車道整備についての説明がありました。現在、上信道については全体が84キロ、群馬側が69キロということで、令和11年度の完成を目途に進めているということでございます。令和7年度現在で用地の取得は89%ということでございます。

それから、委員から、除雪の体制についての質問がありました。

これについては、現在、業者委託で体制を維持しているということで、さらに道路への砂散布等で安全を確保しているということのお話がありました。

それから、2日目ですが、町長、副町長に質問をさせていただきました。執行部のほうから最初にあったのが、高校生による県が進めておりますリバースメンター事業についてのお話がございます、高校生と知事が11月に岩櫃城跡の調査を行ったということの紹介がございました。

さらに、上信道植栗地区道の駅について、委員から質問がありました。進捗については、今、執行部から、運営事業者を事前に確保する方式などを、今、いろいろ検討中で進めておりますというようなことがございました。

さらに、執行部に対しても、先ほどいろいろ出ましたけれども、アガッタン黒字化についての意見が数多く出ました。町民の方について、今の利用の枠が非常に少ない中で、現状の赤字運営では非常に課題ではないかというような指摘もありました。町側としては、行政としての安全面の責務もあり、極力、黒字化を図っていきたいということでもございました。

それから、執行部に対しまして、日赤との防災訓練について質問がありました。課題を共有し、今後は防災士・消防士などの連携も視野に改善していきたいということの回答が執行部よりありました。

それから、委員から現在進めております、町の偉人であります2人の「そうさく」についての展示内容について質問がありました。現在、小学生向けの副読本作成中であると。展示については総務課、社会教育課で検討をし進めていますということでもございました。

農林関係については、補正について農地費等の小規模土地改良について説明がありました。重機借り上げ450万円、材料費100万円、さらに有害鳥獣里山整備については300万円、これについては果樹の伐採等を行って整備を進めていくということでもございます。

さらに、農業者の物価高騰支援金については、現在85件、356万円の申請があるということでもございます。内訳としては認定農業者が16件の80万円、一般農業者が69件の276万円、さらに課長から木質化の製品事業についての説明がありました。現在、ごみ箱6基が3地区にこれから配付されるということでもございます。それから、木製ベンチ46基、これについては来年2月中、3月ですか、学校のほうに設置されるということでもございます。

それから、有害鳥獣捕獲状況ですが、4月から11月についてはイノシシが143頭、鹿299頭、熊14頭、猿1頭ということの話がございました。

さらに、課長から移住者農作業受託事業についてのペーパーが配られ説明がございました。

上下水道会計でございしますが、下水道事業についての会計補正の内訳が説明がありました。人件費157万円、また脱水汚泥試験を含む106万円、浄化槽の事業人件費等227万円等の説明

がございました。

簡易水道会計でございますが、これも人件費76万円、さらに起債を2,000万円増やして7,000万円を限度額にしてということで、さらに県の補助金を加えた2,636万5,000円で、今後、送配水の設備工事を進めていくという説明がありました。

会計課でございますが、アガッタンのカッシュレスの利用率についてのペーパーが配られ、P a y P a yの利用についての説明がございました。今現在、アガッタンのカッシュレスの利用についてはP a y P a yは約2割ぐらいということで、今後、庁舎での導入については、e L - Q Rですか、来年8月以降進められるようですが、これを判断しながら、このカッシュレスについて今後検討していきたいというようなお話がございました。

以上、簡単ではございますが報告といたします。

○議長（高橋 弘君） 続きまして、文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 渡 一美君 登壇）

○文教厚生常任委員長（渡 一美君） 文教厚生常任委員会の今定例会における委員会報告を申し上げます。

初めに、小学校再編に関する質疑であります。入学予定者の他校への就学の取扱いについて質問がありました。住所変更に伴う通学区域の配慮だけでなく、いじめや不登校といった教育的配慮が必要なケースがあると説明を受けました。

また、不登校の状況については、中学校では11名、全国の割合とすると6%のようです。当町では4%と比較的低いようで、さらに暴力行為や問題行動についても質疑がありましたが、当町では深刻な事例はほぼないようです。

次に、学校給食に関する地産地消の取組についてです。

地元農家から仕入れて、地域の農産物を積極的に活用すべきとの意見が出ました。米の仕入価格に関しては、群馬県学校給食会の基準に基づいて調達しているとの説明がありました。

続いて、熊対策についてですが、学校・保育所・給食センターなどに置く熊スプレーやホーン、鈴について説明を受けました。設置場所は安全管理が可能な場所を基本としているとのこと。また、児童や住民に対し、熊スプレーの模擬噴射体験などの訓練を導入すべきとの意見が委員から出されました。

中央公民館については追加工事の進捗が報告されました。古い扉の入替え、1階・2階のカーテンやブラインドの交換、2階の手すりの補強、そして階段昇降機の設置などが実施さ

れ、前回の視察で指摘した点が改善されていることを確認いたしました。

また、中学生議会からの提案を受け、各公民館に学習スペースやパソコン作業の環境を整備するべきとの意見が出されました。中央公民館2階の図書室は現在、資料室化している状態であり、学習室としての整備をするほうが住民の利用に活用をしたほうがいいのではないかなどと意見が出されました。

さらに令和8年度、国民スポーツ大会に関して、スラローム及びワイルドウォーター競技のコース測量や設計、広報啓発活動の進捗状況の報告を受けました。

以上のとおり、委員会では教育、給食、社会教育施設、安全対策、スポーツ振興など、幅広い分野において調査と意見交換を行い、町に対し改善と検討を求めました。

今後も、住民にとって安全で学びと成長の機会の環境づくりに寄与できるよう、委員会としても引き続き取り組んでまいります。

以上、簡単ではありますが、委員会報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 続きまして、議会運営委員会。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、議会運営委員会の委員会報告をいたします。

まず、先日の本会議初日に議員派遣の報告をしたとおり、議会報告会は11月9日にコンベンションホールで開催され、議員の皆様に参加いただきました。また、11月20日に中学生議会を実施し、参加した中学生からは貴重な意見をいただきました。議員全員協議会にて、議員1人1人の感想をいただき、どの感想も非常に前向きなものでありました。それぞれ準備や当日までの過程は大変でしたが、実施してよかったと思います。

今後は、議会報告会の開催方法についていろいろな意見がありますので、検討していきたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（高橋 弘君） 続きまして、予算決算特別委員会。

○予算決算特別委員長（重野能之君） 今回は特にありません。

○議長（高橋 弘君） 議会広報特別委員会。

○議会広報特別委員長（重野能之君） 同じく、今回はありません。

○議長（高橋 弘君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（高橋 弘君） 日程第30、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

ちょっと時間が早いんですけれども、一般質問については午後1時からにしたいと思いますので、ここで休憩を取りまして、午後1時から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

（午前11時44分）

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎町政一般質問

○議長（高橋 弘君） 日程第31、町政一般質問を行います。

◇ 増子京子君

○議長（高橋 弘君） 最初に、3番、増子京子議員。

(3番 増子京子君 登壇)

○3番(増子京子君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

今回は2点、わが町における物価高対策についてということと、中央公民館の新たな改善点についてということ質問をさせていただきます。

まずは、わが町における物価高対策についてです。

近年の物価高騰は、多くの方の生活を圧迫しています。今回も国では21兆3,000億円の経済対策が、物価高騰に対しては2兆円の予算が閣議決定されました。各自治体は、今後、国からの重点支援地方交付金で、物価高対策に取り組むことになります。

我が東吾妻町は、この重点支援地方交付金を価値的で速やかに進めるためには、どのような対策が必要でしょうか。

そこで、政府の物価高騰対策の推奨メニューとしても挙げられている期間を決めた水道基本料金の減免があります。水道基本料金減免は多くの方が喜ぶ物価高騰対策だと思います。事務的費用もかからずスピード感を持って実行できます。給付金などはとかく一定条件の方だけが対象で、なかなか全世帯が恩恵を受けることができません。

2025年でこの水道基本料金の減免をしている自治体を調べたんですけれども、中之条町、渋川市、藤岡市、沼田市、富岡市などがありまして、決して珍しい施策ではないと思いました。水道基本料金の減免はどの世帯にも平等にできることなので、町全体のモチベーションも上がるのではないのでしょうか。

2つ目の中央公民館の新たな改善点についてです。

以前、リニューアルした中央公民館を、今まで以上に公共のスペースとして積極的にご利用いただきたいと一般質問をさせていただきました。耐震改修工事が終わって間もなく、お孫さんと中央公民館を利用したいと言われた方と見学に行ったところ、何点か不便な点があることに気がつきました。

まず1点目です。小さなお子さんを連れて利用した場合、トイレで保護者が用を足す際に、子供を座らせておくベビーキープ、これはベビーチェアとも言われて、公衆トイレの壁に固定されている子供を座らせておくための椅子です。この中央公民館のトイレには、このベビーキープがありません。まず、これは必要と考えます。

2つ目です。おむつ替えなどをするときには、トイレ近くにベビーベッドのようなものがあると助かると思います。

3つ目です。公民館の飲食に関して。飲食は禁止なのか、また大丈夫であれば飲食スペースを分かりやすく分ける必要性を感じます。

4つ目です。畳のスペースは利用者がいなければ、おもちゃなどを持ち込んで遊んでも大丈夫でしょうか。館内はなるべく広い年齢層の方々にできるだけ自由にご利用いただきたい。館内のルールは分かりやすく、しっかりと決めて表示し、皆様に安心して使っていただく。このような細やかな配慮が大切かと考えます。

この後は、自席にて質問をさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、増子議員のご質問にお答えをいたします。

1項目めの物価高対策でございますが、全国的に物価高騰の影響が続く中、町におきましても住民生活や事業活動への影響は大きいと認識しておりまして、物価高対策は重要な課題であると受け止めております。

国におきましては、去る11月21日に閣議決定をされました経済対策の中で、足元の物価高への対応として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充する旨が盛り込まれ、地域のニーズに応じたきめ細かい対応を行うものとしております。町といたしましては、この財源を有効に活用し、生活者支援と地域経済の維持、活性化の両面から、効果的な対策を検討していきたいと考えております。

議員よりご提案をいただきました水道基本料金の減免につきましては、物価高騰の影響を直接受けている町民の皆様の生活を下支えするものであり、生活者への経済支援として有効な対策の1つと考えておりますので、町営以外の組合営水道や自家水道利用世帯への支援も含め、前向きに検討をしております。

2項目め、中央公民館の改善に関するご質問でございますが、中央公民館は地域住民の学びや交流を支える大変重要な公共施設でございます。耐震改修後、多くの皆様にご利用をいただいているところでございますが、議員ご指摘のとおり、利用する立場によっては不便を感じる点が残っていることも認識をしているところでございます。

1点目と2点目のベビーキープ及びベビーベッドの設置に関しましては、乳幼児を連れての利用において大変有効な施設であり、一定のニーズがあると認識をしております。

一方で、公民館のトイレや周辺スペースは限られており、全ての利用者の安全な通行の確

保や衛生面、また既存の利用状況との調整など検討すべき課題もございますので、配置や既存スペースの活用方法など、実現可能性を丁寧に確認した上で判断をしてみたいと考えております。

3点目の飲食の可否と飲食スペースの明確化についてでございますが、中央公民館では飲食そのものを一律に禁止しているわけではなく、共有スペースでの節度ある利用をお願いしている状況でございます。

しかしながら、飲食が可能な場所が分かりにくいというご指摘は、利用者にとっての不安要素であり、改善すべき点であると認識をしています。今後は明確な表示や案内、ルール揭示の見直しを行い、利用者が迷うことなく施設を活用できる環境づくりに努めてまいります。

4点目の畳スペースへのおもちゃの持込みについてでございますが、畳スペースにつきましては、小さなお子さんから高齢者まで多くの世代がくつろぐために利用されております。そのため、他の利用者の迷惑とならない範囲であれば、おもちゃ等の持込み利用は差し支えないものと考えております。ただし、利用者間でのトラブルや危険が生じないように、利用ルールの明確化や表示方法の改善を行い、安全・安心の確保に努めてまいります。

ご指摘をいただきました点につきましては、中央公民館がより幅広い世代にとって利用しやすい施設となるために、いずれも重要な観点でございますので、今後とも誰もが安心して利用できる公民館づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁が終わりました。

3番、増子議員。

○3番（増子京子君） 町長、答弁ありがとうございました。

まず1つ目のわが町の物価高対策についてのことなんですけれども、先ほども申し上げました重点支援地方交付金は、我が公明党がリードをして2022年から創設し、その後、何度も拡充してまいりました。しかし、現場の声を聞けば聞くほど、地域による物価高対策が異なっているということで、地域の課題に合わせた施策を行うことが大変重要だと思われております。

我が町でも物価高対策として、多くの方が望まれるのはやはり現金給付や商品券などだと感じております。しかし、予算を考えたときに、全町民の方にまでとなると、なかなかそれは現状厳しいことかなというふうに感じております。

以前、コロナ禍で各自治体が1人10万円給付を行ったことがありました。また、町の商品

券配布などもございました。私個人的には、コストのほか、商品券の配布というのは、本当に配達員さんが直接手渡しをして印鑑をもらってと、大変な作業だったなというふうに感じております。

そこでお伺いいたします。我が町でこれまで幾つか行ってきた物価高騰対策について、町民の方の反応、またコストやスピード感など、町長が今現在お感じになっていることをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今までコロナの対策を含めて、いろいろな町民の皆様への支援を行ってきたところでございます。セブンイレブンなどで利用できるカードを配布したこともございますし、現金、ダイレクトにお渡しをしたこともございます。そのようなことでございまして、おおむね皆様それぞれ、それにつきまして評価はいただいておりますというふうに考えております。

今回の増子議員のご質問にもございますような、水道に関する支援も一つの大きな支援施策だなというふうに考えておりますので、今後も十分に協議、検討の上、進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 3番、増子京子議員。

○3番（増子京子君） ありがとうございます。

よく、やはりいただくご意見としましては、物価高騰対策というのは、もっと中間所得者層にまで広げてもらいたいと、そういうご要望が多いです。私も一般の主婦の立場ですから、この異常とも言われる物価高での生活はどう節約しようとか、いつも頭を悩ませております。

今回の重点支援地方交付金などはどんな施策を行うか、我が町としても多くの町民の方の要望にお応えするチャンスだと考えております。ぜひ多くの世帯の方が恩恵を受けられる、その先ほどの水道基本料金減免をお考えいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、2点目の中央公民館の新たな改善点についてなんですけれども、先日、中学生議会で中学3年生の皆さんとお話をする機会もございました。ある生徒さんからは、ちょっと公民館のところは話は離れてしまうんですけれども、災害時、町の避難所に関しての質問をいただきました。

その質問に対して、私は災害時は皆さんのような若い力をぜひともお借りしたいんですよということをお願いいたしました。これからは災害に備えて意識を高めていきたいと、たく

ましいお声をいただき、本当に大変、そのときうれしく感じました。

本当に、また先ほどのその中央公民館に話が戻りますけれども、この改善点のお気づきをくださったのも、一町民の方でした。これらのことから、改めて町民目線に立って、お一人お一人のお声を聞いて、町の施策を考えていく必要があるかなというふうに痛感しております。

先ほどの、本当に1点目、2点目の、トイレのベビーキープと、あとはベビーベッドのようなものというふうに私も先ほどお話ししたんですけれども。できれば、全部のトイレというよりも、1つの多目的トイレはなかなか本当にきれいで、ストーマなんかをつけている人が洗浄するあのオストメイトのトイレになっていますし、大変きれいなおトイレだなというふうに本当に思いました。また、スペースもちょっと広がったので、できればここ1つにでも、ベビーチェア、またおむつ替えのできる台、折り畳みができるようになっているんですけれども、そういうものを置く余裕があるかなというふうに考えております。

また、本当にこういう町民の方のお声なんですけれども、町長が継続してこられました地域別の町政懇談会ですね、私も町民の方のお声をできるだけ聞きたくて、できるだけ出席をさせていただきました。今後も多くの町民の方にそういう機会を使って、ご意見をいただければいいなというふうに考えてもおります。

しかしながら、なかなか敷居が高く感じておられる町民の方もいらっしゃるようで、そういうときは、一人では勇気が出ないでしょうから、声を掛け合って参加していただき、何でも話せる場なんだというふうに本当に考えていただければいいかなんていうふうに感じております。

リニューアルした中央公民館も、ぜひ多くの町民の方に気持ちよくご利用いただくために、細やかな配慮を大切にしていきたいなというふうに私自身も考え、最後に町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 増子議員に様々なご意見をいただきました。これからも町として小さな声に聞く耳を持って、いろんな施策、支援事業等に当たっていきたくと思います。

また、中央公民館のベビーキープ、ベビーベッドにつきましては、確かに多目的トイレといますか、広いスペースでございますので、そういうものが利用できれば、早速、手はずを整えていきたいというふうに思っております。

町政懇談会につきましては、私は就任以来、コロナ禍の2年間を除きまして、継続してず

っと続けてきたものでございます。町民の皆様にお集まりをいただいて、大勢来るときもあるし、少数しか来ないときもあります。その時々、いろんな条件がありますけれども、町民の皆様の小さな声を聞くように、これからもしてまいりたいと思っております。

中央公民館耐震改修工事が終わりました。これからも町民の皆様に、楽しく、また多くの皆様にお使いいただけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 3番、増子京子議員。

○3番（増子京子君） 町長、ご丁寧な答弁、大変にありがとうございました。

私自身も努力して、一人一人のお声を聞きながら、またしっかりと町に反映させたいなどというふうに感じております。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 弘君） 以上で、増子京子議員の質問を終わります。

◇ 齋 藤 貴 史 君

○議長（高橋 弘君） 続いて、2番、齋藤貴史議員。

（2番 齋藤貴史君 登壇）

○2番（齋藤貴史君） それでは、議長の許可を頂戴いたしましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

今回の質問のテーマは2つあります。

1つ目、デジタル時代のガバナンス強化、ICTシステムの最適化とコスト適正化について。2つ目、町の知の拠点を未来仕様に、図書館の充実を問うになります。

まず、本町が掲げる2040年、人口1万人維持という最大のミッションについて申し上げます。

これまでも、私、一般質問のたびに触れてまいりましたが、残念ながら、現状は非常に厳しく、抜本的な対策を講じなければ持続可能な自治体経営、そのものが揺らぎかねない局面にあります。

人口減少が進む中で限られた財源を、いかに効率的に活用をし、将来世代に責任ある行政運営を引き継いでいくのか、今こそ本腰を入れた行政改革が求められています。その観点か

ら今回取り上げるテーマが、まずはデジタル時代のガバナンス強化、ICTシステムの最適化とコスト適正化です。

本町は、今後の行政サービス向上のため、DXの推進を掲げておりますが、その基盤となる情報システム関連費用は、導入・更新・保守・リースといった複合的な要因により、年々増加しているのが実情です。ICT投資は避けて通れないものですが、当町のような小さな自治体にとっては増大する固定費が財政運営を圧迫し、ほかの重要施策に十分な財源を振り向けられなくなるというリスクがあります。

とりわけ近年は、クラウド化やサブスクリプション型契約の普及により、契約が自動的に積み上がる構造が強まっています。各部署が個別にシステムを導入するケースもあり、ベンダーから提示される仕様やオプションを十分に比較検討できないまま契約に至ること。結果として必要以上の機能や利用していないオプションを抱え込んでしまう可能性も否定できません。専門性の高い分野であるがゆえに、提案内容の妥当性を行政側だけで詳細に判断することは難しく、いわゆるベンダー依存の構造が生まれやすいという課題もあります。

また、クラウドサービスでは乗換えコストが高く、契約更新時の交渉が形式的になりがちで、見直しの機会を十分に活用できない場合もあります。こうした状況が積み重なると、システムが複雑化・高コスト化し、町全体としてのICT投資が最適な状態から乖離していくおそれがあります。だからこそ、情報システムを町の重要な公共インフラとして捉え、適切にマネジメントしていく姿勢がこれまで以上に必要だと考えています。

毎年の契約更新に際して本当に必要な機能なのか、実際に使われているのか、同様の機能を複数システムで重複して支払っていないかという視点で棚卸しを行うこと。調達方法や契約の在り方を改善すること。ベンダーに過度に依存しないための検討体制を整備することなど、ガバナンスを強化する余地は多いのではないのでしょうか。

人口減少が進む中で、ICT関連経費の増加は放置できないテーマです。しかし一方で、適切に最適化すれば財政負担を軽減しつつ、行政の効率化・サービス向上につなげる可能性も大いにあります。町としての現状分析と課題認識、そして改善に向けた取組の方向性を伺うため、この問題を取り上げます。

質問ちょっと多いんですけども6つあります。

- 1、ICT関連予算について、これまでの推移、今後の見直しをどう分析しているのか。
- 2、現在の契約運用体制における課題をどう認識しているか。
- 3、機能の利用実態を把握する仕組みはあるのか。
- 4、不要なオプション削減や契約内容見直しを行った事例はあるか。

5、ベンダー依存を減らすためにどのような改善策が考えられるのか。6、オープンソースや共同利用型システムなど、費用削減につながる手法の検討状況はありますか。

以上になります。

次に、持続可能な東吾妻町のために質問するテーマです。

町の知の拠点を未来仕様に、図書館の充実を問うです。

今年、中央公民館が改修され、使いやすい施設に生まれ変わりました。一方で、同じ生涯学習、地域の知を支える図書館については、期待される改修や機能拡充が長らく行われておらず、先ほどの増子議員の質問にもあったように、住民ニーズと施設機能との間に大きなギャップが生じています。

また、先ほど文教厚生委員長のほうからもありましたけれども、先日の中学生議会でも自習スペースの不足、交流できる場所の欠如、調べ学習の場が欲しいなどという率直で強い要望が寄せられました。これは単なる便利な施設への要望ではなくて、学びや交流を通じて誇りの持てる東吾妻町で暮らしたいという、未来世代の深い願いの表れです。

全国では、公立図書館の役割が大きく転換しています。本を借りる施設から、学び・交流・創造の拠点へ、地域の知の基盤、移住者・子育て世代を引きつける地域資産として再評価され、財政が厳しい自治体でも積極的に未来志向の図書館整備を進めている事例もあります。図書館は人口減少時代における地域活性化の採算の取れる投資として位置づけられているのです。

東吾妻町でも人口減少や移住・定住といった重要課題に向き合う上で、町の知の拠点をどのように強化するか、この問題について避けて通れません。旧役場跡地を含め、複合的な交流学習機能を備えた図書館を構想することは、未来世代の声に応え、町の持続可能性を高めるための大きな一歩になると考えます。

本日はこの件につきまして、現状認識と将来の方向性について伺います。

質問は4つ。1、現在の町図書館は本の貸し借りが中心ですが、ほかにどのような利用がされているか。2、全国では公立図書館は知の拠点として、地域活性化の核と捉えられています。当町はそうした考えを持っているか。3、中学生議会では住民が誇りを持って暮らす町を念頭に、中学生の研究発表の場として開催されました。特に旧役場跡地での設置をイメージしている生徒が多く、図書館、自習スペース、交流拠点の機能を持った複合施設の設置を望む声が大きかったです。設置の可能性について、将来を担う中学生に向けた答弁をお願いします。4、財政状況が苦しい中でも、全国で未来志向の図書館が増えています。若い世

代、子育て世代からのニーズは高く、町の未来への投資として検討してもいいのではないか。

質問は以上になります。この後は自席のほうで行わせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、齋藤議員のご質問にお答えをいたします。

1項目めのデジタル時代のガバナンス強化でございますが、国全体でDXの推進が加速する中、本町におきましても住民サービスの向上や行政事務の効率化に向けて、ICTシステムの導入、更新を進めているところでございます。その適正な管理運用は重要であると認識をしております。

1点目のICT関連予算について。これまでの推移と今後の見通しでございますが、全国的な傾向と同様に、本町でもデジタル化の推進やセキュリティー強化、クラウド移行等に伴い、ICT関連経費は増加傾向にございます。

このような状況の中、国が推進をする標準準拠システム等の導入により、中長期的には運用や保守負担の軽減が見込まれているところであり、必要な投資と適正な管理を両立させながら予算を確保してまいります。

2点目の、契約・運用体制における課題の認識でございますが、ICTシステムは住民サービスや行政事務を支える基盤となる一方、専門性が高く、管理体制や専門人材の確保が課題であると認識をしております。そのため、郡内6町村による財務会計システムやパソコン購入などの共同調達、県による小・中学校の学習用端末共同調達、群馬電子入札システムの共同利用等々に参加することで、専門性の確保や業務効率、管理体制への向上につなげているものでございます。今後は、専門研修への参加により人材育成や、他自治体や専門機関とのさらなる連携をしてまいりたいと考えております。

3点目の機能の利用実態を把握する仕組みでございますが、システムごとに各課担当係を中心として、利用実績の確認、稼働状況の把握を行っております。

4点目の不要なオプション削除や、契約内容見直しでございますが、基本的には必要なオプションのみ契約を締結しているものでございますので、現在のところ、不要オプション削除の事例はございません。また、契約内容の見直しにつきましては、更新の際に現行の契約内容を再確認し、必要に応じて契約の変更など実施をしている状況にございます。

5点目のベンダー依存を減らすための改善策でございますが、現在、国が進めている標準

準拠システムや、ガバナンスクラウドへの移行により、仕様の全国共通化やデータ形式の統一により、データ移行の容易性が確保されるなど、ベンダー依存の解消につながるものと認識をしております。

6点目のオープンソースや共同利用型システムなど費用削減手法の検討でございますが、共同利用や共同調達コスト削減や導入運用の効率化などの効果が見込まれております。本町では郡内6町村による共同調達や県の電子入札システムの共同利用など、既に実施をしている業務もございます。今後も引き続き、導入可能な分野について積極的に検討をしていく考えでございます。

なお、オープンソースの活用につきましては、誰でも利用・改良ができ、コスト削減にもつながるものがございますが、情報セキュリティなどの保守が受けられないなどの課題もありますので、導入につきましては慎重に検討をしていきたいと考えております。

2項目め、町の知の拠点としての図書館の充実についてでございますが、近年、全国の公立図書館は、単に本を貸し出すだけの施設だけではなく、住民の生涯学習を支え、情報リテラシーを高め、地域課題の解決に寄与し、交流を生み出す地域の知の拠点として、その役割が大きく変化してきております。こうした動きは人口減少や定住促進といった課題を抱える本町にとっても、非常に重要な視点であると認識をしております。

1点目の、現在の公民館の利用状況でございますが、既存の図書の貸出しを中心に、各公民館が連携した図書の交換事業の実施、またブックスタートによる子供の読書環境づくりなど、幅広い形で実施をしてまいりました。町としても、これらを通じて、学びを支える場としての機能を維持向上させてきたところでございます。

2点目の地域活性化の核と捉える考えについてでございますが、議員が述べられたとおり、図書館は生涯学習の拠点であるとともに、地域の交流や課題解決を促す場という側面もございます。地域コミュニティの中心的な役割を担うとともに、生涯学習や教育・人材育成など、多様な政策分野と密接に関係するものであると認識をしております。

3点目の中学生議会でのご提案についてでございますが、旧庁舎跡地を活用した図書館や自習スペース、交流拠点を併せ持つ複合施設の構想が、中学生の皆さんから示されました。将来の町を担う若い世代が、町の未来像を真剣に考え、具体的な提案をしてくれたことに大変心強さを感じております。

施設整備には、財政面や運営方法など整理すべき課題もございますが、未来の町づくりを考える上で、重要な視点を示していただいたものと受け止めております。これらの提案を今

後の公共施設の在り方を検討する際の重要な材料として丁寧に位置づけてまいります。

4点目の図書館に対する未来投資についてでございますが、確かに本町の財政事情は厳しいものがございますが、未来への投資という観点からは、支出を抑えるという視点だけではなく、学びや交流、情報発信の拠点としての機能を強化することも重要であると考えております。

町の魅力向上や定住促進、そして人材育成にもつながり得る大変重要なテーマとして、今後も他自治体の事例なども参考にしながら、公共施設全体の方向性や財政の見通しと併せ、段階的に検討してまいります。これからの町の未来を形づくる基盤の一つとして、どう位置づけていくのか、今後の行政課題として継続して検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁が終わりました。

質問はありますか。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤貴史君） 町長、ちょっと難しい質問、特にICTなんか難しい話だったと思うんですが、ご丁寧に答弁いただきまして、そしてまた前向きに回答いただきましてありがとうございます。

じゃ、まずICTのほうですけれども、答弁の中にありました広域圏6町村で共同調達と、あと群馬県のそういう制度を利用してというお話がありましたけれども、それについて包括契約ということで一定の効率化につながっていると認識しておりまして、その点、私、大変評価しております。

しかし、広域化というのは、最大公約数的なものかなと思っていまして、必ずしも各自治体にとっての最適なものであるとは限らないんじゃないかなと思っております。広域で対応しているから町単独で見直せないとか、現行システムの利用実態をうまく反映させられないとか、そういうのはまたちょっと違う話ではないかなと思っていまして、うちの町は6町村の中でも人口減少率が高い町でございまして、その辺の危機感を考えると、広域圏に対して、広域6町村に対してエビデンスを示しながら、最適な環境づくりというものを、当町のほうが主導してやっていくということも望ましいのではないかなと思っておりまして、その辺の広域圏に対しての、この働きかけの仕方といいますか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

例えば本町だけが利用していない機能に対して、コストを負担していないだろうかとか、

町の残務量や業務フローに合っていない仕様がついていないか。あと、ちょっと細かくて、自分も勉強不足でそこまで分からないんですけども、町として主体的にガバナンスの強化を行っていく上で広域圏の中で町が主導をしていくというようなお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 共同調達等、共同利用等でございますけれども、各自治体がそれまでの利用してきた実態等もございまして、共同調達・共同利用をする場合に、果たして我が町にとって、これが必要なのか、必要でないのかというものを、しっかりと判断をしていくことが必要でございまして、それも財政の面に有効なことだと思っております。

大変難しいものかと思えます。それだけ判断できる人材の育成もしなければならないということでございますので、この辺につきましてはしっかりと取り組んでいきまして、また県の指導等もしっかり受けながら、我が町に合ったシステム導入等を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤貴史君） 町長、ご答弁ありがとうございます。

続きまして、図書館のほうで追加の2次質問をさせていただきたいと思えます。

ご答弁の中に、財政状況とかその辺のお話がありましたけれども、やっぱり図書館というお金がかかるよなという、私もそういう感覚であります。しかし、説明の中でもありましたけれども、財政が厳しい自治体ほど、むしろ将来に必要となる文化・教育資源を優先投資するという例も増えております。例えば、子供の学習力低下や人口流出といった長期課題に直接利くのは、学校教育だけでなく、生涯学習や地域の学びの基盤であり、その中心が図書館であると考えます。

そこで、伺います。

図書館の整備は必ずしも大規模とか高額である必要はないと思ひまして、要はその図書館の箱というよりも、中学校の生徒たちが言っているように、学習するスペースとか交流する空間ですとか、そういうことが住民ニーズとしてあるということで、立派な図書館をぽんって建てろという話ではないと思ひます。小規模でもICTなんかも活用をして、本の貸出しと学習スペースを兼ね備えて、例えばシェアオフィス機能も備えるような未来型・多機能型モデル、こんな形で数千万円規模でスタートしている自治体も事例もあります。

そんな方向で考えられると、うちの町にはいいのかなと思っておりまして。東吾妻町でこうした段階的に小規模なところからの整備を検討しているような様子といいますか、事実があったら、それをちょっとお聞かせ願いたいです。もし、検討していないようであれば、財政が厳しいからこそ、最も有効な低コストで効果の高い施設、施策を見逃していることになると思いますので、それに対してのお考えをお聞かせ願いたいです。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 図書館につきましては、東吾妻町は5つの自治体が合併をしてできた町でございまして、非常に広範囲に渡っております。各地区ごとに公民館に図書室を設けて、住民の皆様のお近いところに図書を設けておいて、そして学習をしていただくというふうな形を取ってきたところでございます。

しかし、近年はまた状況も変わってきているところでございます。中学生議会での旧役場跡地を利用した図書館や自習スペース等の提案があったということでございますけれども、非常に中学生が町の未来を担う人たちにとっての施設を考えていただいているということで、大変うれしく心強く感じたところでございます。

こういった提案も生かしながら、今後、図書館、自習スペース、交流拠点、こういった複合施設をどこにどうやって、どの程度の規模のものが必要になるのか、そういうものをしっかりと今後検討しながら、齋藤議員のご質問に向けたものに取り組んでまいりたいと思っております。

大変、良いご質問をいただきました。今後の東吾妻町の未来にとって、非常に良いご意見、ご質問だというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 弘君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤貴史君） ご答弁ありがとうございます。

最後に1つだけ、また図書館に絡んでなんですけれども。ちょうど、先ほどの総務建設委員長の方から報告がありましたけれども、ちょうど2人の「そうさく」事業というのが始まって、その2人の「そうさく」って本当にうちの町にとっては知の巨人だと思っております。そういう人物に脚光を当てて、教育現場で使っていこうというのはすごく素晴らしい事業だと思っております。そういうタイミングということもあります。

それでまた、議会で議題に上がりました過疎地域持続化発展計画案の中では、これは過疎債を継続してという目的のためだとありますけれども、60ページの地域文化の振興というところで、当町の遺跡・史跡・名勝・文化財が素晴らしいわけですが、その保存と管理

を、そして活用を実現化するため資料館の開設を目指します。それにより、文化財の展示を行い、広く公開と活用に供します。また、収蔵施設を併設することによって、長期の保存管理が可能となり、展示に限らず地域センターとしての役割をも担う情報発信センターとして、地域に根差した活動へとつなげていきますという、施策の計画案がありまして、これをちょっと拝見しまして、おお、素晴らしいというふうに私はちょっと色めきだったわけなんですけれども。

これ、過疎債を継続するための計画ですけれども、こういった施設が図書館の中に機能として入ってくると、とても本当に素晴らしいと。地域の、まさに東吾妻町を誇りを持って暮らせるまちとっております。こういった施設が本当に計画どおりにできたらいいなと思うんですけれども、その実現性を町長にまた最後にお伺いしたいです。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 2人の「そうさく」につきましては、我が町の偉人ということで、石坂荘作、小林宗作、議会の皆様のご協力をいただいて、台湾基隆市に石坂荘作は功績があったということで、基隆市にルーツを持つ一青妙さんを観光大使にいたしました。また、小林宗作はトットちゃんの校長先生ということでございまして、この小林宗作も非常に我が町の歴史上、重要な偉人でございます。この2人を題材にした学校の副読本を、今これから作りまして、子供たちに我が町の偉人について学んでいただくというふうにしております。

ほかにも、台湾基隆市での交流、また国立音楽大学附属幼稚園とも連携というものを踏まえながら、しっかりとこの2人の「そうさく」につきましては取り組んでまいりたいと思っております。

11月22日に山本知事と渋川高校の小野君が、岩櫃城跡に上っていただきました。小野君が史跡や歴史イベントを通じて、県民の歴史への関心を高めていこうということを、現地で提案をしたということでありまして、我が町の岩櫃城跡でそれを言っていただいたということで、非常にありがたくうれしく思っております。

そのように、東吾妻町は歴史の材料が非常に多い町でございますので、今、齋藤議員のおっしゃられた歴史資料館的なもの、以前から課題にはなっていたというふうに思っております。こういうものも将来的に建設をして、そして、東吾妻町から歴史情報を発信していくということも、町のためには非常にいいのではないかなというふうに思っております。

以上、これからの長期間かかる課題でございますけれども、取り組んでいくことが必要なというふうに思っております。

以上であります。

○議長（高橋 弘君） 以上で、齋藤貴史議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は12月15日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（高橋 弘君） 大変お疲れさまでございました。

（午後 1時51分）

令和 7 年 12 月 15 日 (月曜日)

(第 3 号)

令和7年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第3号)

令和7年12月15日(月)午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	高橋 弘 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	11番	佐藤 聡一 君

欠席議員(1名)

10番 竹 淵 博 行 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	石村 文明 君
教 育 長	茂木 一弘 君	総務課長	酒井 文彰 君
企画課長	玉橋 晃 君	まちづくり 推進課長	寺嶋 徳郎 君
保健福祉課長	小池 さつき 君	町民課長	谷 直樹 君
税務課長	藤岡 剛 君	農林課長	白石 彰久 君
建設課長	永村 達之 君	上下水道課長	角田 良信 君
会計課長兼 会計管理者	代田 聡 君	学校教育課長	水出 悟 君
社会教育課長	伊澤 文邦 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 西山孝弘

議会事務局長 小林 稔

議会事務局長
議会計年度
任用職員 田中 すずの

◎開議の宣告

○議長（高橋 弘君） 皆さん、おはようございます。

連日、お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は竹渕議員から欠席届が提出されておりますので申し添えます。

本日は傍聴の申入れがあり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしく願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくくださいますよう併せてお願い申し上げます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（高橋 弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（高橋 弘君） 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 井 上 日 出 来 君

○議長（高橋 弘君） 最初に、5番、井上日出来議員。

5番、井上日出来議員。

（5番 井上日出来君 登壇）

○5番（井上日出来君） それでは、議長の許可をいただいて一般質問をさせていただきます。

質問タイトルは、町の教育環境についてであります。

当町は人口減少とともに生活の不便さが増し、教育環境も深刻な影響を受けています。当町の人口減少問題の根本原因の一つとして挙げられるのが教育環境の不足です。町内には一般高校がなく、どんなに町を愛していても町外に通学せざるを得ず、中学進学や高校、あるいは大学進学を機に、世帯ごと転出するケースも少なくありません。

この半年間、出会ってきた保護者の皆様に子供の進学と世帯転出についてのお考えを尋ねてきました。限られたインタビュー数の中ではありますが、複数名の方が子供の進学と同時に転出を検討しているとの回答を得ました。これはまさに当町にとって大打撃であり深刻な問題と考えます。

当町では、様々な子育て支援策を実施してきましたが、金銭的支援だけでなく、ソフト・ハード両面から教育に関する環境整備への真剣な取組が必須となっております。

そこで、以下、質問させていただきます。

①中澤町長の選挙公約の一つに「幼少期から一貫教育を行い、町独自の教育システム開発プロジェクトを充実させます」とありました。この公約の完成イメージと現段階の取組や進捗状況についてお聞かせください。

②当町の教育環境における現在の課題と、その解決策をどのように考えておられるか。課題及び解決策について、できるだけ具体的にご説明をいただきたいと思います。

③当事者（保護者）へのアンケート調査について。乳幼児から高校生・大学生までの保護者に対して、町の教育環境へのリクエストやニーズ、また小学校統廃合への意見など、当事者の声を集約するためのアンケート調査は近年実施されたでしょうか。

今年6月定例会の私の一般質問において、町長は「総合教育会議において統廃合を協議開始したところで、いずれ保護者や先生方の意見を伺い、統廃合すべきか、時期はいつかなど、しっかり踏まえていきたい」とのご答弁をいただきました。その後、進捗状況はいかがでしょうか。

④先月実施された中学生議会において、自習室が欲しいとの複数意見が出されました。私が担当したオンライン自習室設置の提案をしたグループの案は大変秀逸であり、これを執行部の皆さんに紹介したいと思いますので、ぜひとも参考にしていただき、町と学校関係者で実現に向けて鋭意協議をしていただきたいと思います。

次ページにあります別紙をご覧ください。

令和7年度中学生議会、発表テーマ、オンライン自習室の開設ということでもあります。これは発表していただいた中学生の説明を私が要約をさせていただいております。

ビデオ通話ツールなどを利用し、自宅にいながら他の生徒と一緒に自習できる仮想空間。町には中学生が集える自習室がないと感じており、具体的な取組が必要な分野です。

システムはC h r o m e b o o kにオンライン自習用アプリをダウンロードし、町が専用IDを取得の上、パスワードを設定。関係者のみ入室できるように管理をします。高校生や社会人も学習したい分野の自習室を設置して使用可能にすれば町民の学習意欲の向上にもなります。

このプランのメリットは、家にいながら友人や先生とつながり勉強できる点と、特に夏休みや冬休みの長期休暇中の自習活動や自分たちのような、3年生でしたから、自分たちのような受験生には強い味方になります。また、施設を建設するわけではないので費用も抑えて構築できます。

デメリットとしては、各家庭のネット回線の差異により、通信環境の影響を受けることがある。またセキュリティー対策、プライバシー保護対策を施す必要があるということでもあります。

私が非常に感心したのは、この下にあります具体的なプランの例であります。

大きく3つに分かれていまして、カフェモドルーム、サイレントブース、そしてグループワークルームという3つのモードを考えておりました。

カフェモドルームというのは、BGMを流しながらでも可能な空間で、学習だけでなくそれぞれの作業の効率を上げるようなそういったルームで、また雑談などもできるような空間ということでありました。

サイレントブースは、カメラで学習する手元のみを映した学習に集中するモードということでもあります。

また、グループワークルームというのがありまして、これは最大4人程度のグループで事前に予約をして使用する仮想空間、仮想の部屋であります。

それぞれ映像のみ音声のみの設定も可能にするなど、用途によって使い方が選択できるような設定を考えているそうです。

また、休憩時間などを設定し、節度ある使い方を心がけるといことも、自分たちで考えてこういうふうなプランを計画しておりました。ポモドーロタイマーというのがありまして、これを画面に表示をのして的確に時間を区切って管理をしながら勉強をするというふうなもの

でありました。ポモドーロテクニックというのがありまして、25分の作業に5分間を休憩、それを4回することでちょうど2時間となります。その後、15分から30分の休憩を取り、また勉強に入っていく。そのようなテクニックがあるそうで、これですと集中力が向上し、疲労軽減の両立ができるということでありました。

以上の内容は卒業研究の途中経過として、中学生議会、私が担当した班において、中学3年生から発表されました。非常に中身の濃いプレゼンテーションで、私も驚きましたし、ぜひこれは皆様に紹介させていただきたいと思い、この場で紹介させていただきました。

それでは質問に戻らせていただきます。

⑤過疎地ならではの高等教育支援策をということ、オンライン高校やオンライン大学に進学する学生に対しての奨学金制度ということでもあります。高校以上の進学に際して、その世帯転出を防ぐ案として、町に住みながら進学ができるオンライン高校、オンライン大学を希望する学生に対し、町独自の給付型奨学金これは返却不要の奨学金ということですが、それを創設してはいかがでしょうか。

世帯収入などを勘案し、学費総額に対する給付額を設定すれば、多くの進学希望者の一助になると考えます。また、平均所得が都市部と比べて低い傾向にある町村の保護者にとって、この施策は町に住み続ける判断材料として大変有効であると考えます。

財源の一案としてありますけれども、財政調整基金から10億円程度を国債に充てて、その配当金が今現在、年間1,900万円というふうになっておりますので、この配当金1,900万円をこの奨学金に充てるというふうなアイデアを出させていただきたいと思います。

また、子供から大人まで全ての町民が使用できるオンライン学習施設を設置し、地域の交流拠点かつ学習意欲のある人々が集う場としてはいかがでしょうか。意欲ある人々の集まりを創出することが、町の再生及び活性化の原点と考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

以降、自席にて追加質問させていただきます。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町独自の教育システムでございますが、未来を担う子供たちが生きる力を育めるよう、英語教育の充実を図っております。保育所のにこにこひろばやこども園では、外国語

教育コーディネーターによる読み聞かせの実施、小学校と中学校では外国語指導助手と英語専科教員による学習指導。公民館事業では外国語教育コーディネーターによる英会話教室の開催などに取り組み、幼児から大人までが英語に親しむ機会となっております。さらに、教員等で組織をする町教育研究会の外国語教育研修班では、英語教育をさらに充実させるために、調査研究に取り組んでおります。

2点目の教育環境の課題と解決策でございますが、教育環境を整える視点においては、学校施設の計画的な整備と小学校の再編が主な課題と考えております。安定した教育活動には一定規模の児童の集団を確保することが必要であり、その手段として統廃合が考えられるところでございます。一方で、現在の状況において学校が存続する限りは必要な財源を確保しつつ、快適で安全な教育施設を整えていくことが必要でございます。

3点目のアンケート調査の実施でございますが、教育に特化した内容ではないものの、総合計画、総合戦略、子ども・子育て支援事業計画、学校評価などにおいて、意識調査等を実施し、教育分野の回答や自由意見等で住民意向を確認する機会としてきたと認識しております。

次に、小学校統廃合の進捗状況でございますが、現在、行政内部において小学校再編に関する方針の素案を策定中であります。

4点目のオンライン自習室の設置でございますが、若い力、中学生の発想には誠に感心するものがございます。提案の実行に向けては、学校教育現場から離れる取組とも考えられますが、指導や実施体制、情報の保護、ICTの活用モラルなど、教育上の観点から課題も考えられるところであり、必要性を含めて研究課題として考えてまいります。

5点目の高等教育の支援策でございますが、義務教育以上の教育を望む人への行政の関与の在り方については、様々な考え方、手法があると承知をしております。町では無利子の育英資金を準備しているほか、通学定期代補助金を用意して経済的負担の軽減を図っており、今後も継続していきたいと考えております。新たな支援策、その財源については、1つの提案として受け止めてさせていただきたいと存じます。

最後に、地域の交流拠点、楽しく集う場でございますが、現状においてオンライン学習施設の設置について具体的な検討には至っておりません。既存の事業である公民館の教養講座をはじめ、生涯学習の機会の確保に改めて注力し、地域の交流拠点、楽しく集う場を引き続き構築していきたいと考えております。教育分野のみに着眼するものでなく、各種の行政施策を展開し、バランスの取れた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 質問ございますか。

5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） 町長、ありがとうございます。

ご答弁いただいた内容をおおむね理解をしましたが、1点、ちょっと気になることがありました。

⑤の回答をいただいた中で、もちろん町としては様々な分野のことを対応していかなきゃならないということで、教育分野だけにとということにはならないというふうに思っております。

ただ、しかしながら、今、町が抱えている問題・課題として、やはり中学に進学する際、もしくは高校に進学する際に世帯ごと転出していってしまう、そういった方々がいらっしゃるということですね。現状、もう既にそういうことを考えていらっしゃる方がいらしたということなんです。これ一家庭ではなくて複数家庭いらっしゃったんですね。

なので、そういったことをぜひ踏まえて、高校以上の進学に際しての町としての支援策、今現状、もちろん交通費の補助があったりとかするんですけども、それだけでは不十分なんだろうと思います。もし十分であれば、町を出ていこうという考える方はいらっしゃらないと思うんですよね。出ていこうという方がいらっしゃるということは、やっぱり何か足りないだろうと思うんです。ですから、そういった方々に対して、ぜひとも直接意見を伺うような機会をつくっていただいて、どうすれば皆さん残っていただけるのか、この町にですね。そういったことをぜひ執行部としてご検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 井上議員の住民の皆さん、町民の皆さんのご意見をいただいた中で、大変、町としては残念な回答をいただいたというふうなことでございます。これから、この東吾妻町に住んでいただいて、そして子供たちを多くつくっていただくためには、これからも様々な施策が必要というふうに考えております。町といたしましても努力をしておりますし、また新たな希望というふうなものが、支援策というものがあるならば、できる限り実行していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 弘君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） 町長、ありがとうございました。

実際に町民の方でそういうふう悩んでいらっしゃる方がいらっしゃるということであり、ます。ぜひとも総力を挙げて、そういった方が一人でもいなくなるように、施策を考えていただき、また実行していただきたいというふうに思います。

そして、今回、中学生議会において私が担当したグループで、実は私のほうから中学生に質問させていただきました。それは、オンラインの高校とかオンラインの大学に進学することについて、どういうふうに思いますかというふうな話で聞かせていただきました。

そしたら、周りにそういう方がいないので、ちょっと実感が湧かないというふうな話ではあったんですけども、実はN高校という学校がありまして、これはIT企業のドワンゴというところが運営しております。オンラインで入学、もしくはリアルキャンパスもありまして通学することも可能です。

この中で、全国の生徒数が3万4,000人おります、今年現在ですね。このうち、転学したり、あるいは退学する確率というのが約15%というふうになっております。これはやっぱりオンラインのちょっと難しさというところが影響しているのかなと思いますけれども、オンラインにしては私はこれは大変優秀な数字であるというふうに感じました。今現在、メンターという制度を取り入れて、年々この数字は減少傾向にあるそうです。途中でドロップアウトする子供たちが大変少なくなってきたという話であります。

3年間、この卒業した後の進路の決定率についてでありますけれども、進路の決定率が実は95%あります。そのうち大学進学率が45.5%、専門学校への進学率が22.1%というふうになっております。この中で、東京6大学と言われるようないわゆる名門大学も含まれておりますし、あるいは医学関係も、医療の関係の大学に進まれている方もいらっしゃいます。また、海外の大学に留学される方等も大変数多くいらっしゃって、非常に多岐にわたる活躍をされる人材を輩出しておるということで、私、非常に注目して見ております。今現在、今年9月の時点で全国40都道府県に100か所のリアルキャンパスが、いわゆる校舎を構えております。群馬県内は高崎、前橋、太田の3校であります。

そこで町長に質問なんですけれども、こういった、もう実際に受入れ可能な学校があって、自治体と手を組んで、そこにリアルキャンパスを造るというふうな取組も実はやっていますね。

なので、こういったところと町が協力関係をつくって行ってオンラインで学習したり、あるいは、例えばこの町の中のどこか廃校が今後できるとするならば、そこをリアルキャンパスにして高校生が集えるような場所にもできるわけです。そういったこともぜひ考えてはい

かかかなと思うんですけども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 井上議員の、大変勉強されたダウンゴが実際に今行っているオンライン高校ですか、その例を聞かせていただきました。大変、実績等もいいものを残しているということでございます。町としましても、場所的にはあると思いますけれども、今後こういったものを、町としても研究をしながら検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

それでは、今日お配りしたこのカラー刷りの資料をちょっとご覧になっていただけますでしょうか。

こちらの資料ですが、実はちょうど4年前、令和3年12月定例会で私が提案をさせていただいた、このオンラインの学習できる施設を町で造りませんかというふうなご提案をさせていただきました。時間が今日ありませんので、もう詳細についてはこの場では説明を控えさせていただきますけれども、要は、子供から、それこそ現役世代、そしてお年寄りまで全ての町民が活用できるオンラインの学習施設ということであります。もしご興味があれば詳細説明、私、個人的にでも対応はしますので、ぜひお聞きいただければと思います。ご検討いただきたいと思います。

この3番議員となっておりますのは、これ4年前のものでありますので3番となっておりますので、今現在5番議員ですので、どうぞその辺はよろしくお願いします。

あともう一点ですね、ちょっと今回、社会教育関係になりますけれども、少し、大変いい情報が入ってきましたので、皆さんにお知らせをしたいと思います。もし、既にご存じの方がいらっしゃれば、申し訳ありません、重複するかと思いますけれども。

実は、大宮神社の蕨手刀について。去る10月26日、大宮神社で蕨手刀の見学会が開催されました。そして、そこに神社の関係者のほか、県外から研究者や刀工の方々が来られました。見学会の最後に、刀工の先生とそれから研究者の先生から、蕨手刀についての講評があったんですけども、大宮神社の蕨手刀は民間で伝承する唯一の刀であり、正倉院以外には存在しないということでありました。これは大変重要なことでありまして、今現在、県の重要文化財に指定をされておりますけれども、さらにこの研究者の皆様からのご意見を伺うと、もっと貴重なものじゃないですかというふうなことでした。

刀工の方は福島県で刀工をされている方なんですけれども、ご自身で蕨手刀を製作してこ

られた方です。製作、試しに製作されたそうです。ご自身で作られたものと、大宮神社の蕨手刀を見比べてみたときに、技術が全然違うというふうにおっしゃっていました。およそ1,300年前に作られた大宮神社の蕨手刀のほうがはるかに技術が高いというふうに、刀工の方がおっしゃっていました。ということで、以上、こういうふうな情報がありましたので、お知らせをしたいと思います。

あともう一点、質問ではなくて、これはお願いということで聞いていただきたいと思います。すけれども、当町、生涯支援制度ということで、すばらしい年表を作っております。これは広報のひがしあがつま8月号ですか、233号ですね、こちらにこうやって年表がきれいに出しております。私、隣の町がどういうふうになっているのかなと思って、実は比べてみたんですね。そうしたら、私は個人的には当町のほうが見やすいなど、非常にいい作りだなというふうに思いました。これはぜひとも、さらに見やすくしていただければなというふうに思っております。

1点、これちょっと当町の、隣のものを参考にしたらいいなと思うのが、この各事業がこれがホームページで検索するときにはやっぱりちょっと不便なんですね。そこで、隣の町はこういうふうになっているかといいますと、この各事業に対して事業ID番号を打っております。それがこのリストに全部IDが振っております。このIDをホームページ上に入力すれば、すぐその事業がぱっとページが出てくるというふうな、非常に使い勝手のいいシステムになっております。

なので、この辺をぜひ次年度に向けて改善をしていただければ、この吾妻の中でも非常に先進的な町になっていけるのではないかなというふうに思っております。

ということで、これは私からのお願いであります。町長、お答えをもしいただければよろしく申し上げます。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 最後の2点は、通告外の情報ということでございますので、お聞かせいただきました。参考にしてみたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 以上で、井上日出来議員の質問を終わります。

◇ 佐藤 聡 一 君

○議長（高橋 弘君） 続いて、11番、佐藤聡一議員。

11番、佐藤聡一議員。

（11番 佐藤聡一君 登壇）

○11番（佐藤聡一君） それでは、議長の許可を得ましたので通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、1点目、町の住宅、空き家、移住対策、農地利用を一体化した政策を行うのは。2点目は、任期満了を控え今後の町長のお考えをお尋ねいたします。

まず1点目として、先日開かれました中学生議会の中の卒業研究の中間発表で「耕作放棄地を活用してくれる人材をGETする」という発表がありました。年を取ると耕作放棄地が増え、雑草が生え、景観が悪くなったり、熊が出たり、不法投棄等の問題が出て、これを解消するには提案として、他地区から若者を呼び込み、農家にも協力してもらいながら農業体験をし、農業の知識を広げたり、そのことで自分のやりたいことを見つけやすいのでは。また、農家は使えそうな人をスカウトできるメリットがあるのでは。農家も手伝ってくれる人が増えれば、収入が増えることも考えられます。また、町で増えている空き家を安く利用することで、移住者が増え地域経済が大きくなり、空き家も少なくなる、このようなことを町で進めてもらいたいという提案でした。

私もこれに関連した一般質問を行ってきましたが、この中学生の意見ですばらしいところは、いろいろな事柄を連携した提案であります。今、町では、移住定住推進事業、移住相談、お試し移住、移住コーディネーター、サポーター等は企画課、定住促進事業住宅取得奨励補助金、若者起業支援補助金等はまちづくり推進課、農業次世代人材投資事業、森林整備担い手対策事業、有害鳥獣捕獲事業等は農林課、定住促進住宅関係は建設課と、それぞれの課で活動しておりますが、この中学生の提案や私が考えるもう少し各課の連携をした事業等は、担当者同士の意見交換や研修を行い、他地域からの移住者を増やす努力とともに、一気に増え始めております空き家対策や人口減問題、地元農林業者との関係性を強め、当町の昔からの主力産業である農林業の再生を進めてはどうですか。町長のお考えをお聞かせください。

2点目として、町長は来年の4月に4期目の任期が終わろうとしております。これまで町長は、就任以来、行財政改革推進では桔梗館、特別養護老人ホームいわびつ荘、あがつまふれあい公園等の指定管理移行、榛名吾妻荘の高崎市への売却、岩櫃ふれあいの郷の役場本庁舎への転用改築、吾妻ふるさと大橋建設では県への道路事業として事業替えすることによる負担軽減、財政調整基金では平成23年に14億5,500万円から令和6年には35億300万円に増

額等を行い、東日本大震災では南相馬市への対応。また教育関係では私も一番の思い出であります中学校統合をやり遂げたことです。議会を二分しての議論の中で、1年遅れになりましたが統合がスタートしたことはすばらしいことでした。

また、これに付随して給食センター建設、幼保一元化のこども園、給食費無料化、八ッ場ダム完成、上信道建設推進に伴い川戸・原町インターの増設、ふるさと大橋完成、群馬県で初のPFI事業による箱島湧水小水力発電所建設、原町バイパス無電柱化推進等、4期中ですばらしい実績を残しました。

ここで任期満了を控え、今後の町長の意思をお聞かせください。

あとは自席にて二次質問を行いたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1項目めの住宅、空き家、移住対策、農地利用の一本化政策でございますが、町の将来を担う中学生から、耕作放棄地を利用して新たな担い手を確保してはどうかという提案があったことは、町の将来を見据える上で大変心強く受け止めております。担い手不足や空き家の増加は、地域の景観やコミュニティーの維持にも影響する喫緊の課題であり、議員ご指摘のとおり、住宅、空き家、移住定住、農地利用の各施策を個別で取り組むのではなく、相互に関連づけて一体的に進めることが重要であると認識をしております。

また、この一体的な推進の重要性につきましては、ひがしあがつま創生会議の事業評価でも、空き家対策と農地利用の連携について同様の評価をいただいております。議員ご提案の空き家と農地の一体的な活用については、他自治体でも移住者が空き家を取得し、隣接する農地を活用して新規就農につなげている事例もあり、有効な施策の一つであると考えております。

現在、町では農業委員会、JAあがつま、担い手農家、吾妻農業事務所、移住コーディネーター、農林課、企画課などで構成した農業担い手受入協議会を組織し、多様な主体が連携できる町ならではの移住定住と農業振興を両立した施策展開について、具体的な検討を進めております。

その中では、お試し体験住宅を活用した農業体験の実施についても検討を開始したところでございます。今後、国などの各種支援制度を活用しながら、移住希望者と農地所有者、地

域農業者をつなぐ仕組みづくりを構築し、空き家、移住、農地利用の一体化を推進してまいります。

2点目のご質問でございますが、これまで議会の皆様のご支援をいただき、職員の皆さんにはしっかりと支えていただきまして、来年4月で4期16年を終えることができますこと、誠に感謝に堪えません。

2011年、あの東日本大震災の被災者を国内一早くこの町にお迎えして、長期間の支援を行うことができました。町民の皆様には被災者へ温かいお心遣い、ご支援をいただきました。誠にありがとうございました。

2015年、長年の課題であった5中学校を1校に統合いたしまして、東吾妻中学校の開校式、満場の生徒が歌う新校歌を万感の思いで聴くことができました。中学校までの給食費完全無料化をはじめ、子育て支援制度の充実をできました。

未来の東吾妻町を担う若者へ、住宅取得奨励金補助など若者支援も事業化できました。このような、また先ほど佐藤議員が挙げていただきました施策・実績など、全てが皆様の支援のおかげでございます。

家族には首長職は3期がベストではないかなと言われておりましたが、思いもかけず4期目は無投票という、この上ない信任を得まして、75歳まで町政に携わることができました。来年4月で終止符を打つときと思っております。4月以降は東吾妻町のため、これまで商工観光で国事業を導入するなどの実績を上げた意欲ある若い世代にバトンを託すことを決意いたしました。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 質問ございますか。

11番、佐藤聡一議員。

○11番（佐藤聡一君） ご回答ありがとうございました。

まず1点目のほうから質問させていただきます。

今回、総務建設常任委員会のほうで創生会議の話が出ました。今、答弁のほうでもされていましたが、評価シートということで資料をいただきまして、創生会議の中で4項目を挙げて評価シートの点数をつけて回答されておりました。その4項目が新規就農支援事業、それから、若者起業支援推進事業、空き家利活用支援推進事業、そして、最後が移住者等支援推進事業という4項目でやっておりました。

私が今、質問をしたとおりで、中学生も同じテーマが出ていますし、創生会議でもやはり向いている方向がみんな同じ方向で、うちの町の将来を見越しているという問題が改めて私

は分かったと思います。このことを通して、ぜひこれを進めていっていただきたいと、改めて思っております。

また、総務のほうで農林課の関係で聞いたんですが、逆に今の提案の一部がもう始まっているのも改めて感動しました。農地付住宅購入移住者農作業受託事業ということで、要は事業としているアグリグループ、それからライフグループとって地域活性化ということテーマにしながら、企画課と農林課が、要は農地と住宅をまとめて推進していく、今、一般質問をした内容、一部もう具体化してくることで本当にありがたいなと思います。

こういうことを今まで町としても、縦割りの行政をやっぱり横串入れて、特に若い人を中心に、そのところの共通項を見い出して一緒に事業を進めていく、この体制づくりをぜひ進めていっていただきたいなど。若い中学生もやっぱりそういうことを考えて、町づくりとか、住んでいるということを改めて感じましたので、その辺の町長のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 佐藤議員の、今のご意見聞かせていただきました。まさにそのとおりでありまして、町といたしましても、横の連携の中で行政の仕事のさらに充実を図っていくということが必要かと思っております。今後とも、そのようなことで進めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋 弘君） 11番、佐藤聡一議員。

○11番（佐藤聡一君） ありがとうございます。

本当に、もうぎりぎりのところを今来ているのかなと思いますので、このことで町づくりの本当の根幹を見直していかないと、人口は減るにしても、先ほど井上議員のお話にも出ましたが、出ていく人が増えちゃうと困るという部分なんです。その辺も一つの問題点かなと。

それから、先日、ちょっと地元の人と話ししたら、結構、自宅を売られた方がいるんですね。その方に聞いたんですが、どうやって売ったんだいという話になったときに、うちの町だと空き家バンクとか、不動産屋を通して公募をかけていますが、たまたまその家族の方が東京の不動産を売ったと。それに付随して、その東京の不動産屋にこっちのうちを買ってもらえないかという話をしていたら、向こうが乗ってきたという、値段はかなり安いんですけども。あっという間に商談になって、こちらを買われたという話を聞いて、ああそういう手もあるのかなと。窓口もう少し広げて、売られる方と買う方、買う方がどういうふうにするか別問題ですが、やはりそういうネットワーク、町内のネットワークが空き家バンク

ももう少し広げたやり方をしていくのがいいのではないかと思うんですがいかがですかね。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、町としましても空き家バンクを開設しておりますけれども、量的にもそれほどのものが現在は構築をされていないということでございますので、今後、ご意見に沿うような形で努力をしてまいりたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 11番、佐藤聡一議員。

○11番（佐藤聡一君） ぜひそういう形で。急激に空き家が、この前のときにも予算決算委員会で言わせていただいたんですが、急激に空き家が増え始めていて、人口減が想像以上に進み始めているのかなというのが実感です。これを何とか、もう止めるのは難しいのですが、軟着陸させるぐらいの話に持っていく努力というのは、うちの町の今後の未来を考える上でも必要なことなのかなと思いますので、役場の方も含めて、皆さんちょっと努力をお願いしたいなと思います。

それから2点目につきまして、町長の今回の決断、大変重く受け止めます。町長におかれましては、長きにわたり本町の発展と町民の幸福のために、多大なるご尽力を賜りましたことを心より感謝申し上げます。誠にご苦労さまでした。

これからの新しい生活と町政への継続的な助言や協力への期待、そして、健康をお祈り申し上げます。何かありましたら、ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し述べましたけれども、議会の皆様には4期にわたりまして、大変なご支援・ご協力をいただきましてまいりました。誠にありがとうございました。

議会の皆様には、これからも東吾妻町の将来の発展のために、様々なお考えをいただき、ご意見をいただいきたいということが必要かと思っております。今後とも皆様の議会活動をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 弘君） 11番、佐藤聡一議員。

○11番（佐藤聡一君） 大変ご苦労さまでした。

これで一般質問を終わりにいたしたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 以上で、佐藤聡一議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについてはその整理を議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（高橋 弘君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和7年第4回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会をされました今期定例会におきまして、条例関係14件、予算関係6件、その他7件、合計27件を提案させていただき、慎重審議の上、全て原案どおりご議決をいただ

き、本日、閉会の運びとなりました。

今回のご審議の中でいただきました議員皆様の多岐にわたるご意見等を真摯に受け止め、今後の町政を執行する中で活かしてまいる所存でございます。

結びに、年末を迎え、公私ともに多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分にご留意をいただき、地域の活性化、そして町の振興発展のため、一層のご活躍をお祈り申し上げますとともに、輝かしい新年をお迎えになられますようご祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（高橋 弘君） 閉会に際し一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年第4回定例会は、12月4日から本日まで12日間にわたり開催され、条例関係14件、令和7年度補正予算6件、その他7件の執行部提案等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には4人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心よりお礼を申し上げます。

会議中の発言には町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思えます。事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待しております。

さて、これから年末年始を迎えることとなりますが、皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 弘君） 以上をもって令和7年第4回定例会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

（午前10時53分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 高 橋 弘

署 名 議 員 齋 藤 貴 史

署 名 議 員 増 子 京 子

署 名 議 員 佐 藤 聡 一